

新たな地域福祉保健計画の検討状況について

1 文京区地域福祉推進協議会での検討状況

第1回（平成29年5月12日） ・新たな地域福祉保健計画の策定について

第2回（平成29年7月27日） ・新たな地域福祉保健計画の基本理念・基本目標について（案）

第3回（平成29年8月31日） ・新たな地域福祉保健計画の検討状況について

*上記のほか、分野別計画の検討を各分野別検討部会で行っている。

2 基本理念・基本目標及び分野別計画の検討状況

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 基本理念・基本目標 | 別紙1 |
| (2) 地域福祉保健の推進計画 | 別紙2 |
| (3) 高齢者・介護保険事業計画 | 別紙3 |
| (4) 障害者計画 | 別紙4 |
| (5) 保健医療計画 | 別紙5 |

3 今後の検討予定

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 平成29年 11月 | 第4回 文京区地域福祉推進本部（中間のまとめの検討） |
| | 第4回 文京区地域福祉推進協議会（中間のまとめの検討） |
| | 平成29年11月定例議会報告（中間のまとめの報告） |
| 12月 | パブリックコメント、区民説明会 |
| 平成30年 1～2月 | 第5回 文京区地域福祉推進本部（最終案の検討） |
| | 第5回 文京区地域福祉推進協議会（最終案の検討） |
| 2月 | 平成30年2月定例議会報告（最終案の報告） |
| 3月 | 計画策定 |

*上記のほか、各分野別検討部会を開催する。

※下線部は前回（参考資料参照）からの変更点

新 基 本 理 念 （案）

○ 人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○ 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○ 支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティを推進する地域社会の実現を目指します。

○ 健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○ 協働による地域共生社会の実現（前回：「我が事」・「丸ごと」の地域づくりと協働の推進）

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○ 男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

新 基 本 目 標 （案）

○ だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

○ だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

○ だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

新 基 本 理 念 (案)

○ 人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○ 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○ 支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

○ 健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○ 「我が事」・「丸ごと」の地域づくりと協働の推進

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に「我が事」として主体的に参画・協働し、分野を超えて「丸ごと」つながる地域づくりを推進します。

○ 男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる社会を目指します。

新 基 本 目 標 (案)

○ だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

○ だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

○ だれもが、役割を持って、地域、暮らし、生きがいとともに創り、互いに高め合うことのできる地域社会を目指します。

地域福祉保健の推進計画の検討状況について

*本資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

1 主要項目及びその方向性

(1) 「我が事」の意識醸成と、地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

- 地域の多様な主体が、「支える人」と「支えられる人」という関係性を超えて、主体的に地域の様々な課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援します。
- 社会福祉協議会、民生・児童委員などの公的な団体と町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者などの多様な主体の連携によるネットワークを強化します。
- 地域福祉活動を担う人材としての高齢者の積極的な参加を促進します。
- 大学が多く所在するという地域特性を生かし、大学生の地域福祉活動への積極的な参加を促していきます。

(2) まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

- 公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながらの、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進します。
- ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境を整備します。
- 生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、子ども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組を推進します。
- 障害を理由とした差別の解消に向けた周知啓発の取組みを推進します。
- 情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得することを支援します。
- 区が発信する情報のバリアフリーを推進します。

(3) 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備

- 区の各相談・支援窓口である子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、保健所等の連携の強化に向けた取組を推進するとともに、包括的な相談支援体制を整備します。
- 医療分野における地域連携を更に推進し、保健・医療・福祉・子育て・教育の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制を構築します。
- 住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給を促進し、住まい方に関する相談支援を充実します。

(4) 生活福祉要援護者等への支援

- 生活困窮者が社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働して、居住確保支援、就労支援等を包括的に実施します。

- 稼働年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援による就労意欲の喚起を行い、早期の就労・自立を図れるよう支援します。
- DVや虐待の防止・被害からの早期救済を行うために必要な相談支援、都や警察などの関係機関との連携強化を行います。

(5) 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

- 援護の必要な高齢者・障害者等の福祉保健サービス利用者に対する相談支援体制を充実します。
- 成年後見制度をはじめとした権利擁護事業の普及啓発を推進します。
- 今後の成年後見制度の需要数の増加を見据えた、市民後見人の活用や、法人後見の利用のあり方を検証します。

(6) 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

- 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を適切に行うための関係機関との連携を強化します。
- 災害ボランティア体制を強化し、より実効性のある体制を構築します。
- 福祉避難所の更なる拡充とその運営体制の構築を推進します。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

大項目	小項目	計画事業	
1 ともに支え合う地域社会づくり	1 「我が事」の意識醸成と地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化	1	小地域福祉活動の推進
		2	地域の支え合い体制づくり推進事業
		3	ボランティア活動への支援
		4	NPO 活動・地域活動の支援
		5	地域活動情報サイト
		6	ふれあいいきいきサロン
		7	ハートフルネットワーク事業の充実
		8	みまもり訪問事業
		9	いきいきサービス事業の推進
		10	ファミリー・サポート・センター事業
		11	文京区子育てサポーター認定制度
		12	民生委員・児童委員による相談援助活動
		13	話し合い員による訪問活動
		14	主任ケアマネジャーの支援・活用
		15	青少年健全育成会への支援・連携
		16	社会参加の促進事業
		17	介護施設ワークサポート事業
		18	シルバー人材センターの活動支援
		19	高齢者クラブ活動（友愛活動）の支援
		20	介護予防指導者等養成事業の推進
2 ひとにやさしいまちづくり	1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	1	道のバリアフリーの推進
		2	文京区バリアフリー基本構想の推進
		3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		4	総合的自転車対策の推進
		5	公園再整備事業
		6	公衆・公園等トイレの整備事業
		7	コミュニティバス運行

2 ひとにやさしいまちづくり	2 心のバリアフリーの推進	1	障害者差別解消に向けた取組みの推進
		2	福祉教育の推進
		3	障害及び障害者・児に対する理解の促進
		4	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
	3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
		2	情報バリアフリーの推進
		3	区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実
		4	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出
3 安心して暮らせる環境の整備	1 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備	1	児童虐待防止ネットワークの充実
		2	高齢者あんしん相談センターの機能強化
		3	在宅介護における医療連携の推進
		4	障害者基幹相談支援センターの運営
		5	地域医療連携体制の充実
		6	住まいの確保
		7	住まい方の支援
		8	医療的ケア児支援体制の構築
	2 生活福祉要援護者等への支援	1	生活困窮者への自立支援の推進
		2	生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援
		3	DV被害の防止及び救済
	3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		3	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
		4	成年後見制度の利用促進
		5	法人後見の受任
		6	市民後見制度の推進
	4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保	1	避難所運営協議会の運営支援
		2	避難行動要支援者への支援
		3	災害ボランティア体制の整備
		4	福祉避難所の拡充
		5	耐震改修促進事業
		6	家具転倒防止器具設置費用助成

3 計画事業の概要

1-1-1 小地域福祉活動の推進

地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組みを地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高めるとともに、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。

また、地域の居場所や拠点づくりの支援を行い、住民による支え合いの仕組みづくりを支援する。

【社会福祉協議会実施事業】

1-1-2 地域の支え合い体制づくり推進事業

地域包括ケアシステムの構築に向けた互助への支援策の一つとして、世代を問わず誰もが参加できる場所としての「地域の居場所」づくりを展開する者に対して、事業運営に必要な補助を実施するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業としての「住民主体の通いの場」の事業運営に必要な補助についても、本事業で実施し、住民主体の活動を支援する。補助は社会福祉協議会を通じて実施する。 【社会福祉協議会実施事業】

1-1-3 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座等を実施し、活動のきっかけづくりおよび地域の担い手の育成を進める。また、ボランティア・市民活動をはじめさまざまな分野の地域活動の情報の収集・提供の充実と、コーディネート機能の強化等を図り、ボランティア・市民活動、地域活動の輪を広げる。

【社会福祉協議会実施事業】

1-1-4 NPO活動・地域活動の支援

区や地域住民・ボランティア・NPO・企業・大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点として地域連携ステーション「フミコム」の運営を行う。

【社会福祉協議会実施事業】

1-1-5 地域活動情報サイト

NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-6 ふれあいいいきサロン

外出の機会が少なくなりがちの高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域で交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。

【社会福祉協議会実施事業】

1-1-7 ハートフルネットワーク事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるため、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行う。

1-1-8 みまもり訪問事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。

【社会福祉協議会実施事業】

1-1-9 いきいきサービス事業の推進

区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。

【社会福祉協議会実施事業】

1-1-10 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。

1-1-11 文京区子育てサポーター認定制度

子ども・子育て支援新制度における子育て支援員研修のカリキュラムを取り入れた「文京区子育てサポーター認定制度」を実施する。

さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-12 民生委員・児童委員による相談援助活動

地域と行政機関のパイプ役である民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

1-1-13 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らしの高齢者や重度の心身障害者世帯の方等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。

1-1-14 主任ケアマネジャーの支援・活用

介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が続けられるために、地域のケアマネジメント能力を向上させる必要があり、主任ケアマネジャーは、その中核的役割を担っている。このため、区内の主任ケアマネジャーのネットワークの構築に取り組むとともに、意見交換の場や地域包括ケア促

進のための研修等を実施する。また、スーパーバイザーとして、ケアマネジャーに研修・事例検討会等を実施する。

1-1-15 青少年健全育成会への支援・連携

地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため青少年健全育成会への活動支援を行う。

1-1-16 社会参加の促進事業

ミドル・シニア（概ね50歳以上の方）の地域活動への参加及び生きがいの向上を図ることを目的とした講座等を実施する。

1-1-17 介護施設ワークサポート事業

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を受け負うことで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。

1-1-18 シルバー人材センターの活動支援

元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に請け負い、提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。

1-1-19 高齢者クラブ活動（友愛活動）の支援

高齢者の生きがい向上、健康の維持増進及び会員宅を訪問し安否の確認等を行う地域福祉活動等に貢献する高齢者クラブの活動に対して支援する。

1-1-20 介護予防指導者等養成事業の推進

身近な地域において介護予防を推進するために、文の京介護予防体操推進リーダー、転倒骨折予防教室ボランティア指導員及び脳の健康教室サポーターを養成し、体操等の普及啓発を行うとともに、高齢者の社会参加の場の推進を図る。

2-1-1 道のバリアフリーの推進

高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。

2-1-2 文京区バリアフリー基本構想の推進

文京区バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区別計画に位置付けた特定事業（具体的なバ

リアフリー事業)の実施を促進するために、バリアフリー整備に係る費用の一部に対し補助金の交付を行うとともに、進捗状況を管理する。

2-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

2-1-4 総合的自転車対策の推進

安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進する。また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。

2-1-5 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。

2-1-6 公衆・公園等トイレの整備事業

便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについて、設備等の老朽度や利用状況、災害時の対応等の調査・分析によりまとめた整備方針に基づき、整備を進める。

2-1-7 コミュニティバス運行

区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。

2-2-1 障害者差別解消に向けた取組みの推進

障害者差別解消法の施行を受け、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業所等に周知・啓発活動を行う。

2-2-2 福祉教育の推進

障害者等に対する理解を深めることで偏見や誤解による地域での孤立や排除をなくすとともに、本事業を通じた地域活動の活性化を図るため、学校や地域、関係機関と連携し、ボランティア体験や障害当事者等との交流等を通じた心のバリアフリーを推進する。

【社会福祉協議会実施事業】

2-2-3 障害及び障害者・児に対する理解の促進

障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していく。

2-2-4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害福祉についての関心や理解を促進するため、障害のある人もない人も共に集い交流を図るための催しを開催する。

2-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう障害特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進する。

2-3-2 情報バリアフリーの推進

障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボードの設置、音声認識ソフトインストール済みのタブレット端末の設置等の取組みにより、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するために支援し、情報バリアフリーの推進を図っていく。

2-3-3 区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実

視覚障害のある方が必要な情報を取得できるようにするため、区報ぶんきょうを点字広報や声の広報として毎号発行し、無料で配布する。

ホームページにおいても、ウェブアクセシビリティに関する職員研修を実施し、高齢者や障害者を含めただれもが必要な情報を必要な時に取得できる環境を整える。

また、CATVにおいても、番組本編に字幕の挿入を行い、高齢者や障害者を含めただれも見やすい番組制作を行うとともに、手話通訳を付けた番組を制作し放送する。

2-3-4 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出

一般図書のほか、大活字本、点字図書、音訳図書・雑誌を収集、貸出を行う。また、視覚障害のある方への資料の郵送サービス、障害等により来館が困難な単身の区民への資料の宅配サービスを実施する。

3-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実

要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。

3-1-2 高齢者あんしん相談センターの機能強化

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における高齢者福祉の拠点として必要な相談・支援等に的確に対応するため、高齢者あんしん相談センターの機能強化を図る。また、高齢者あんしん相談センターの周知活動を進め、地域での認知度の向上を図るとともに、地域活動を強化し、在宅介護を支える医療と介護の連携調整などにより、在宅生活の充実を支援する。

3-1-3 在宅介護における医療連携の推進

在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療・介護サービス等を包括的に提供するため、高齢者あんしん相談センターが連携窓口となり支援を行う。また、ケアマネジャー等から在宅介護を支える医療連携の個別相談に応じるとともに、スキルアップのための各種研修会を開催する。

3-1-4 障害者基幹相談支援センターの運営

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取り組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。

3-1-5 地域医療連携体制の充実

区民に必要な医療及び介護の切れ目のないサービスが提供されるよう、区内大学病院・都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会で協議・検討を行い、地域医療連携を推進する。

3-1-6 住まいの確保

高齢者、障害者、子どもを育成するひとり親世帯に対し、区内不動産店と協力し、入居制限を受けない賃貸住宅を確保する「文京すまいるプロジェクト」を推進し、不動産店及び家主の協力を得ながら既存の住宅ストックを活用する。

3-1-7 住まい方の支援

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯、低所得者等住宅確保に特に配慮を要する者）が住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるような機関と連携して支援していく。

また、文京区、不動産関係団体、居住支援団体からなる「文京区居住支援協議会」にて相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。

3-1-8 医療的ケア児支援体制の構築

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し連携を図り、医療的ケア児が学齢期から成人期まで円滑に引き継がれるように適切に支援していく。

3-2-1 生活困窮者への自立支援の推進

生活保護に至る前の生活困窮者に対し、区が実施主体となって、関係機関との連携により、地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する。

3-2-2 生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援

生活保護受給者のうち稼働年齢である者に対して、就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が就労に関する基本的事項の習得、就労体験及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として6か月間実施する。

3-2-3 DV被害の防止及び救済

夫などから暴力被害を受けている女性及び母子からの相談を受け、心身の健康を回復させるための医療機関受診、保護命令制度利用についての情報提供、婦人保護施設及び母子生活支援施設等への入所による住宅の確保の支援等を、関係機関と連携して行う。

3-3-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。 【社会福祉協議会実施事業】

3-3-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。 【社会福祉協議会実施事業】

3-3-3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

3-3-4 成年後見制度の利用促進

成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。 【社会福祉協議会実施事業】

3-3-5 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。 【社会福祉協議会実施事業】

3-3-6 市民後見制度の推進

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職のみでなく、市民を含めた後見人（市民後見人）が地域での後見業務を担うことができるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

3-4-1 避難所運営協議会の運営支援

災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組みを活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。

3-4-2 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化や個別訪問を実施し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、多様な障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

3-4-3 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。

【社会福祉協議会実施事業】

3-4-4 福祉避難所の拡充

避難所で避難生活が著しく困難な方を一方的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。

また、福祉避難所においては、他の避難所と同様に避難者が利用できる公衆無線 LAN 設備を配置する。

3-4-5 耐震改修促進事業

建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

3-4-6 家具転倒防止器具設置費用助成

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、避難行動要支援者世帯等における家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。

高齢者・介護保険事業計画の検討状況について

1 高齢者・介護保険部会の開催状況

- 第1回（平成29年5月31日） ・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について
第2回（平成29年7月7日） ・高齢者等実態調査報告書から見た現状と課題及び今後の方向性について
第3回（平成29年8月25日） ・主要項目の方向性、計画事業等について（案）

2 計画の検討状況

別添のとおり

* 別添の資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

3 今後の検討予定

- | | |
|----------|--|
| 平成29年10月 | 第4回高齢者・介護保険部会（中間のまとめの検討） |
| 11月 | 第4回文京区地域福祉推進本部（中間のまとめの検討）
第4回文京区地域福祉推進協議会（中間のまとめの検討）
平成29年11月定例議会報告（中間のまとめの報告） |
| 12月 | パブリックコメント、区民説明会 |
| 平成30年1月 | 第5回高齢者・介護保険部会（最終案の検討） |
| 1～2月 | 第5回文京区地域福祉推進本部（最終案の検討）
第5回文京区地域福祉推進協議会（最終案の検討） |
| 2月 | 平成30年2月定例議会報告（最終案の報告） |
| 3月 | 計画策定 |

1 主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

(1) 地域でともに支え合うしくみの充実

- 地域住民をはじめ各機関がそれぞれの役割を持ち、相互に協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助けあう支援体制を推進することが重要です。
- 元気高齢者をはじめとする区民が、多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。
- 介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスも効果的に展開できるよう支援していきます。
- 医療と介護を必要とする高齢者や認知症の人を地域で支えるため、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。
- 介護を行っている家族等に対して心身の負担や孤立感等を軽減させるため、相談体制や情報提供等の充実を図るとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

(2) 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

- 介護が必要になっても安心して暮らせる必要な住まいが確保され、かつ、その中で有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能にすることが重要です。
- 介護保険制度に基づく居宅サービスをはじめ地域密着型サービスなどを適切に提供するとともに、介護サービス事業者のスキルアップを支援し、さらに質の高い介護サービスが確保されるよう取組んでいきます。
- これらのサービスを支える現場の人材を確保するため、介護の仕事の魅力を積極的に情報発信して介護人材の創出に取り組むとともに、その定着に向けた支援を推進していきます。
- 不動産団体や居住支援団体と連携し、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られ、かつ、安心して暮らせる住まいを確保するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

(3) 健康で豊かな暮らしの実現

- 高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつなぐと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。
- 高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進するための取組を推進していきます。
- 介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができる取組を推進していきます。
- これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代や一人暮らしの高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深めるしくみづくりを推

進していきます。

(4) いざという時のための体制づくり

- 災害や緊急時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。
- 区民防災組織、民生委員・児童委員、警察及び消防等の関係機関との連携の強化をこれまで以上に図るとともに、災害ボランティアの整備を進め、より実効性のある体制づくりを構築していきます。
- 避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、地震に強い住まいづくりへの支援を推進していきます。
- 介護保険サービスを提供する事業所や施設が災害時等に通所者や入所者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

大項目	小項目	計画事業		
1 地域でともに支え合うしくみの充実	1 高齢者等による支え合いのしくみの充実	1	ハートフルネットワーク事業の充実	
		2	高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援	
		3	シルバー人材センターの活動支援	
		4	ボランティア活動への支援	
		5	話し合い員による訪問活動	
		6	みまもり訪問事業	
		7	いきいきサービス事業の推進	
		8	シルバーお助け隊事業への支援	
		9	小地域福祉活動の推進	
		10	地域活動情報サイト	
		11	社会参加の促進事業	
		12	文京区地域包括ケア推進委員会の運営	
		13	地域ケア会議の運営	
	2 医療・介護の連携の推進		1	在宅介護における医療連携の推進
			2	地域医療連携の充実
			3	かかりつけ「医・歯科医・薬剤師」の定着
	3 認知症高齢者への支援		1	認知症に関する普及啓発
			2	認知症相談
			3	認知症ケアパスの普及啓発
			4	認知症地域支援推進員の設置
			5	認知症支援コーディネーターの設置
			6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携
			7	認知症初期集中支援事業
			8	認知症サポーター養成講座
			9	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ
			10	認知症による行方不明者対策の充実
			11	生活環境維持事業
	4 家族介護者への支援		1	認知症初期集中支援事業【再掲】
			2	認知症サポーター養成講座【再掲】
			3	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲】

		4	高齢者あんしん相談センターの機能強化【再掲】	
		5	緊急ショートステイ【再掲】	
		6	仕事と生活の調和に向けた啓発【再掲】	
	5 相談体制・情報提供の充実		1	高齢者あんしん相談センターの機能強化
			2	老人福祉法に基づく相談・措置
			3	介護保険苦情相談体制の充実
			4	民生委員・児童委員による相談援助活動
			5	高齢者向けサービスの情報提供の充実
			6	仕事と生活の調和に向けた啓発
	6 高齢者の権利擁護の推進		1	成年後見制度の利用促進
			2	法人後見の受任
			3	市民後見制度の推進
			4	福祉サービス利用援助事業の促進
			5	高齢者虐待防止への取組強化
			6	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

大項目	小項目	計画事業		
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	1 介護サービスの充実	1	居宅サービス	
		2	施設サービス	
		3	地域密着型サービス	
		4	事業者への実施指導・集団指導	
		5	介護サービス情報の提供	
		6	給付費通知の送付	
		7	公平・公正な要介護認定の実施	
		8	主任ケアマネジャーの支援・活用	
		9	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	
		10	生活保護受給高齢者支援事業	
	2 ひとり暮らし・寝たきり高齢者等への支援		1	高齢者自立生活支援事業
			2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業
			3	院内介助サービス
			4	寝たきり等高齢者理美容サービス
			5	寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業
			6	ごみの訪問収集
			7	歯と口腔の健康
	3 介護サービス事業への		1	介護サービス事業者連絡協議会
			2	ケアマネジャーへの個別相談・研修

	支援	3	ケアプラン点検の実施
		4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援
		2	介護施設ワークサポート事業
	5 住まい等の確保と生活環境の整備	1	居住支援の推進
		2	高齢者住宅設備等改造事業
		3	住宅改修支援事業
		4	高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）
		5	高齢者施設の整備（介護老人保健施設）
		6	緊急ショートステイ
		7	公園再整備事業
		8	公衆・公園等トイレの整備事業
		9	文京区バリアフリー基本構想の推進
		10	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		11	道のバリアフリーの推進

大項目	小項目	計画事業	
3 健康で豊かな暮らしの実現	1 健康づくりの推進	1	健康相談
		2	健康診査・保健指導
		3	いきがいつくり世代間交流事業「健康まち歩き」
		4	高齢者向けスポーツ教室
		5	高齢者いきいき入浴事業
		6	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援
	2 介護予防・日常生活支援の推進	1	総合サービス事業
		2	短期集中予防サービスの実施
		3	介護予防ケアマネジメントの実施
		4	介護予防把握事業の実施
		5	介護予防普及啓発事業の推進
		6	介護予防指導者等養成事業の推進
		7	生活支援コーディネーターの配置
		8	地域リハビリテーション活動支援事業
	3 生涯学習	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業

と地域交流の 推進	2	文京いきいきアカデミア(高齢者大学)
	3	生涯にわたる学習機会の提供
	4	高齢者クラブ活動の支援
	5	いきがいつくり世代間交流事業「いきいきシニアの集い」
	6	いきがいつくり文化教養事業
	7	ふれあいいきいきサロン
	8	福祉センター事業
	9	長寿お祝い事業
	10	シルバーセンター等活動場所の提供

大項目	小項目	計画事業	
4 いざと いう時のた めの体制づ くり	1 避難行動 要支援者等へ の支援	1	避難行動要支援者への支援
		2	災害ボランティア体制の整備
		3	高齢者緊急連絡カードの整備
		4	緊急通報システム
		5	福祉避難所の拡充
	2 災害に備 える住環境対 策の推進	1	耐震改修促進事業
		2	家具転倒防止器具設置費用助成
	3 災害に備 える介護サー ビス事業者へ の支援	1	事業継続計画マニュアル等の作成支援
		2	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

3 計画事業の概要

1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするため、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行う。

1-1-2 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援

高齢者の生きがい向上、健康の維持増進及び会員宅を訪問し安否の確認等を行う地域福祉活動等に貢献する高齢者クラブの活動に対して支援する。

1-1-3 シルバー人材センターの活動支援

元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に請け負い、提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。

1-1-4 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進するとともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-5 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らしの高齢者や重度の心身障害者世帯の方等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。

1-1-6 みまもり訪問事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-7 いきいきサービス事業の推進

区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。

【社会福祉協議会実施事業】

1-1-8 シルバーお助け隊事業への支援

高齢者等が日常生活で起こるちょっとした困りごとを援助するサービスを助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

1-1-9 小地域福祉活動の推進

地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起し、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関と連携することで、「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高めるとともに、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施始業】

1-1-10 地域活動情報サイト

NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-11 社会参加の促進事業

ミドル・シニア（概ね50歳以上の方）の地域活動への参加及び生きがいの向上を図ることを目的とした講座等を実施する。

1-1-12 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

高齢者の介護及び介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進する。また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し各種施策の実現につなげる。

1-1-13 地域ケア会議の運営

各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る。また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていく。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより地域包括ケアシステムの実現を図る。

1-2-1 在宅介護における医療連携の推進

在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療・介護サービス等を包括的に提供するため、高齢者あんしん相談センターが連携窓口となり支援を行う。また、ケアマネジャー等から在宅介護を支える医療連携の個別相談に応じるとともに、スキルアップのための各種研修会を開催する。

1-2-2 地域医療連携の充実

区民に必要な医療及び介護の切れ目のないサービスが提供されるよう、区内大学病院・都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会で協議・検討を行い、地域医

療連携を推進する。

1-2-3 かかりつけ「医・歯科医・薬剤師」の定着

医療機関を掲載した冊子等の作成により、日頃から健康や医療について相談をしたり、初期の医療を行うかかりつけの医療機関を持つことを区民に推奨していく。

1-3-1 認知症に関する普及啓発

講演会や事業者向け認知症支援研修の実施及びリーフレットの作成等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。

1-3-2 認知症相談

認知症の早期発見・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターにおける嘱託医によるもの忘れ医療相談等の認知症相談会を実施する。

1-3-3 認知症ケアパスの普及啓発

認知症の人の生活機能障害の進行状況に応じた適切なサービス提供の流れを整理し、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか分かりやすく示すため、認知症ケアパスの普及啓発を図る。

1-3-4 認知症地域支援推進員の設置

認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める認知症地域支援推進員研修を受けた者を認知症地域支援推進員として配置し、地域における支援体制の構築を図る。

1-3-5 認知症支援コーディネーターの設置

認知症支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期発見・早期対応を推進する。

1-3-6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進する。

1-3-7 認知症初期集中支援事業

複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行う。

1-3-8 認知症サポーター養成講座

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを地域に多く養成する。また、一層の活動参加促進のため、事例検討

を通じた対応方法の習得等を内容とする実践的な認知症サポーター講座を実施する。

1-3-9 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

認知症の人の家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、介護者教室及び認知症カフェを推進する。

1-3-10 認知症による行方不明者対策の充実

認知症による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの構築等の対策を充実する。

1-3-11 生活環境維持事業

認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難なものに対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行う。

1-4-1 認知症初期集中支援事業

【再掲 1-3-7 参照】

1-4-2 認知症サポーター養成講座

【再掲 1-3-8 参照】

1-4-3 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

【再掲 1-3-9 参照】

1-4-4 高齢者あんしん相談センターの機能強化

【再掲 1-5-1 参照】

1-4-5 緊急ショートステイ

【再掲 2-5-6 参照】

1-4-6 仕事と生活の調和に向けた啓発

【再掲 1-5-6 参照】

1-5-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における高齢者福祉の拠点として必要な相談・支援等に的確に対応するため、高齢者あんしん相談センターの機能強化を図る。また、高齢者あんしん相談センターの周知活動を進め、地域での認知度の向上を図るとともに、地域活動を強化し、在宅介護を支える医療と介護の連携調整などにより、在宅生活の充実を支援する。

1-5-2 老人福祉法に基づく相談・措置

高齢者に関する相談を受け、高齢者あんしん相談センター等との連携を図りながら支援を行う。また、養護老人ホームや介護保険サービス利用の措置、成年後見制度の区長申立て手続きを行う。

1-5-3 介護保険苦情相談体制の充実

区民や介護サービス事業者の介護保険に関する相談・苦情等に、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図る。

1-5-4 民生委員・児童委員による相談援助活動

地域と行政機関のパイプ役である民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

1-5-5 高齢者向けサービスの情報提供の充実

高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向け情報の提供を適宜行う。

1-5-6 仕事と生活の調和に向けた啓発

多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、情報提供や広報・啓発活動を行う。

1-6-1 成年後見制度の利用促進

成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-2 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-3 市民後見制度の推進

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職のみでなく、市民を含めた後見人（市民後見人）が地域での後見業務を担うことができるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-4 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-5 高齢者虐待防止への取組強化

虐待を受けた高齢者を保護し、必要な措置を講じる。また、高齢者の権利擁護のため、広報啓発活動を進め虐待防止や早期発見を図る。

1-6-6 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施する。また、消費者トラブルに関する消費者相談を行う。

2-1-1 居宅サービス

要支援・要介護状態になっても可能な限り在宅でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供する。

2-1-2 施設サービス

在宅での生活が困難な方のための介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行うための介護老人保健施設及び急性期の治療を終え長期の療養を行うための介護療養型医療施設に入所（入院）している要介護者に対し、それぞれの機能に応じたサービスを提供する。

2-1-3 地域密着型サービス

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた自宅や、地域での生活が継続できるように、区が事業者の指定や監督を行い、地域の特性に合わせ、利用者のニーズにきめ細かく応えることで、住み慣れた地域での絆を失わない介護を実現する。また、潜在的なニーズ等を把握、分析し、より実情にあった整備計画に基づき、民間事業者による効果的かつ効率的な施設整備を促進する。

2-1-4 事業者への実施指導・集団指導

指定居宅サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や実地指導及び監査、特別養護老人ホーム等の夜間人員体制の確認を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護給付費対象サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図る。

2-1-5 介護サービス情報の提供

居宅・通所・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行うことで、介護保険事業の適正・円滑な実施に資する。

2-1-6 給付費通知の送付

適正な介護サービスが提供されているか、利用者及び利用者家族が確認できるよう給付費通知を送付し、不適正給付の発見につなげると共に事業者の不正請求を抑止する。

2-1-7 公平・公正な要介護認定の実施

介護保険サービスを必要とする申請者に対して、必要な介護及び支援の程度を認定調査員が作成した調査書と主治医意見書に基づき「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行う。

2-1-8 主任ケアマネジャーの支援・活用

介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が続けられるために、地域のケアマネジメント能力を向上させる必要があり、主任ケアマネジャーは、その中核的役割を担っている。このため、区内の主任ケアマネジャーのネットワークの構築に取り組むとともに、意見交換の場や地域包括ケア促進のための研修等を実施する。また、スーパーバイザーとして、ケアマネジャーに研修・事例検討会等を実施する。

2-1-9 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が適切に提供されているか、利用者宅へ訪問し調査する。

2-1-10 生活保護受給高齢者支援事業

支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認する。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行う。

2-2-1 高齢者自立生活支援事業

骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し支援する。

2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

65歳以上で身体機能その他の理由により日常生活を営むうえで支障がある高齢者に対し、自立を支援するための用具の給付を行うことにより日常生活の利便を図る。

2-2-3 院内介助サービス

医療機関受診時に付添いが必要な一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院困難な高齢者の通院の機会を確保する。

2-2-4 寝たきり等高齢者理美容サービス

在宅にいる65歳以上で理美容店までの外出が困難な寝たきりの状態又は重度の認知症状態の高齢者からの申請に基づき、訪問理美容券を発行し高齢者の理美容の機会を確保する。

2-2-5 寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業

65歳以上で寝たきり又は認知症等の高齢者に対し紙おむつの支給、又はおむつ費用の一部を助成することにより精神的又は経済的負担の軽減を図る。

2-2-6 ごみの訪問収集

満65歳以上のみの世帯、日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯等、その他区長が特に必要であると認めた世帯のいずれかに該当する者のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対して家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集する。

2-2-7 歯と口腔の健康

成人の口腔衛生の保持健康を図り、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供するため、歯周疾患検診を実施する。また在宅療養者等訪問健診・予防相談指導として、在宅でねたきり等通院が困難な方に対し、自宅に歯科医師又は歯科衛生士が訪問し、健診及び予防指導を行う。

2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会

介護サービス事業者相互間及び区との連携確保を図り、区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営する。また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資するため研修を実施する。

2-3-2 ケアマネジャーへの個別相談・研修

在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャー等からの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための各種研修会を開催する。

2-3-3 ケアプラン点検の実施

居宅介護支援事業者が利用者の状態に応じたより良いケアプランの作成ができるよう、事業者毎に個別指導を行う。

2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

介護サービス事業者に向けて、人材の確保・定着の促進に関する支援を行う。そのため、介護従事者の人材確保に関するイベント、区内介護事業所等見学ツアー及び若年層向け介護職啓発冊子の配布を行う。さらに、一定の要件を満たす介護施設従事者職員に対して、住宅費補助を行う。

2-4-2 介護施設ワークサポート事業

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を受け負うことで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。

2-5-1 居住支援の推進

特に住宅に困窮している高齢者の居住に供するためシルバーピアの管理運営を行うとともに、高齢者の入居を拒まないバリアフリー化された民間賃貸住宅の確保を進め、高齢者の円滑な入居を促進する。シルバーピア等の入居者には、介護が必要になっても可能な限り在宅生活が継続できるよう生活支援を強化し、住宅の確保に配慮を要する高齢者には、継続的に安心して暮らせるよう関係機関と連携を図り支援する。

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

65歳以上で身体機能の低下その他の理由により日常生活を営むうえで支障がある高齢者に対し、その者の居住する住宅の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図る。

2-5-3 住宅改修支援事業

ケアマネジャーがついていない利用者が介護保険住宅改修費申請にあたり、申請に必要な理由書を作成権限のある福祉住環境コーディネーター等が作成した場合、作成費の補助を行う。

2-5-4 高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）

施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地の活用を図りながら、民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホームを整備する。

2-5-5 高齢者施設の整備（介護老人保健施設）

要介護状態の高齢者が在宅生活に復帰することを支援するため、民間事業者に対する支援を行い、在宅復帰を目的としたリハビリテーション中心の介護サービスを提供する介護老人保健施設を整備する。

2-5-6 緊急ショートステイ

介護や見まもりの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供する。

2-5-7 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。

2-5-8 公衆・公園等トイレの整備事業

便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについて、設備等の老朽度や利用状況、災害時の対応等の調査・分析によりまとめた整備方針に基づき、整備を進める。

2-5-9 文京区バリアフリー基本構想の推進

文京区バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区別計画に位置付けた特定事業（具体的なバリアフリー事業）の実施を促進するために、バリアフリー整備に係る費用の一部に対し補助金の交付を行うとともに、進捗状況を管理する。

2-5-10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

2-5-11 道のバリアフリーの推進

高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。

3-1-1 健康相談

義務教育を終了した15歳以上の区内在住者を対象として、定められた日に健康相談を実施している。相談内容により、血圧測定、血液検査及び尿検査等の検査並びに指導を行う。また、必要に応じて診断書等の発行を行う。

3-1-2 健康診査・保健指導

40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査を実施し、生活習慣病などの疾病の早期発見・早期治療を行う。また、内臓脂肪に着目した特定健康診査・特定保健指導を継続実施する。

3-1-3 いきがいづくり世代間交流事業「健康まち歩き」

専門の講師による正しい歩き方教室を実施するとともに、学生が企画した区内探訪コースを学生の案内で歩く。多世代交流を通じて高齢者の生きがい及び健康の向上を図る。

3-1-4 高齢者向けスポーツ教室

60歳以上の区内在住者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳+健康体操教室を実施する。

3-1-5 高齢者いきいき入浴事業

閉じこもり予防や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の

交流の場とする。

3-1-6 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

健康で生きがいのある生活の実現のため、高齢者クラブによる輪投げ等の軽スポーツ及び健康体操教室の開催を支援する。

3-2-1 総合サービス事業

国基準及び区独自基準の訪問型・通所型サービスや多様な主体の参加による多様なサービスを提供し、地域における自立した生活を支える。

3-2-2 短期集中予防サービスの実施

生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、低栄養予防のプログラムを実施する。

3-2-3 介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付する。対象者の状況等を適宜モニタリングし、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行う。

3-2-4 介護予防把握事業の実施

介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の高齢者に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とする。

3-2-5 介護予防普及啓発事業の推進

介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取り組みの機会を提供する。

3-2-6 介護予防指導者等養成事業の推進

身近な地域において介護予防を推進するために、文の京介護予防体操推進リーダー、転倒骨折予防教室ボランティア指導員及び脳の健康教室サポーターを養成し、体操等の普及啓発を行うとともに、高齢者の社会参加の場の推進を図る。

3-2-7 生活支援コーディネーターの配置

社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーターの活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進する。【社会福祉協議会実施事業】

3-2-8 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組みを機能強化するため、リハビリテーション専門職等の関与を促進する。

3-3-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供する。

3-3-2 文京いきいきアカデミア(高齢者大学)

高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座(高齢者大学)を実施する。

3-3-3 生涯にわたる学習機会の提供

バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、様々な区民のニーズにあった生涯学習の機会を提供する。

3-3-4 高齢者クラブ活動の支援

高齢者の生きがい向上、健康の維持増進及び友愛訪問を含めた地域福祉活動等に貢献する高齢者クラブの活動に対して支援する。

3-3-5 いきがいづくり世代間交流事業「いきいきシニアの集い」

高齢者の生きがい向上を促進するため、高齢者クラブや区内施設を利用する高齢者が日頃の活動の中で作成した作品を展示するとともに、軽スポーツや手芸などの高齢者クラブの活動内容を紹介する。また、小学生・高校生・大学生の作品展示、大学生ボランティアによる書道教室や運営支援などにより、多世代交流を図る。

3-3-6 いきがいづくり文化教養事業

高齢者の生きがい向上及び閉じこもり予防を図るため、元気ではつらつカラオケ体操教室や寿カラオケ教室、囲碁・将棋交流会等を実施する。

3-3-7 ふれあいいきいきサロン

外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支えあい、だれもが安心して楽しく暮らせるよう住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】

3-3-8 福祉センター事業

高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的とした事業を行う。

3-3-9 長寿お祝い事業

長年にわたり社会に尽力してきた高齢者を敬愛し、長寿と健康を願って、お祝金品を贈呈する。新たに100歳となる人には、お誕生日前後に訪問の上、贈呈を行う。

3-3-10 シルバーセンター等活動場所の提供

高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供する。

4-1-1 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化や個別訪問を実施し、支援体制の充実を図る。

4-1-2 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。

【社会福祉協議会実施事業】

4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡債やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応する。

4-1-4 緊急通報システム

ひとり暮らし等の高齢者が家の中で発作等により緊急事態となった場合、ペンダントのボタンを押すことにより速やかな救助活動へつなぐ。

4-1-5 福祉避難所の拡充

避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。

4-2-1 耐震改修促進事業

建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

4-2-2 家具転倒防止器具設置費用助成

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、避

難行動要支援者世帯等における家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。

4-3-1 事業継続計画マニュアル等の作成支援

災害時、迅速かつ適切な対応により介護保険施設や事業所を運営する事業者が入所者や利用者を災害から守るため、事業継続計画や災害対応マニュアルの作成・更新することを支援する。

4-3-2 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害に関する取組みや必要な情報を提供するとともに研修会を実施する。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 文京区における地域包括ケアシステム

本計画では、認知症高齢者、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加が予想される中、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を目的としています。

（第6期における制度改正）

平成26年の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法が改正され、介護保険財源で区市町村が取り組む事業である地域支援事業の大幅な内容変更が行われました。

文京区では、この地域支援事業の一つである介護予防・日常生活支援総合事業において、多様な主体による柔軟な取組により効果的かつ効率的なサービスが提供できるよう、社会福祉協議会と共に検討し、介護予防のための体操等を行いながら助け合いや支え合い活動を進める住民主体の通いの場への運営支援を開始しました。

（第7期における制度改正）

平成29年6月には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により関係法令が改正され、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組等、これまでの取組に加え、新たな取組事項が盛り込まれました。

（地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて）

今後は、新たな制度改正に対応するとともに、地域ぐるみの支え合いによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、文京区と社会福祉協議会が緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、区民や地域の皆様とともにまちづくりを進めていくため、3つの視点（何かをはじめめる、誰かとつながる、地域でみまもる）を意識しながら、さまざまな取組を進めていきます。

(2) 文京区が描く高齢者版「地域包括ケアシステム」のイメージ

別添参照

(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 重点的取組事項

ア 在宅医療・介護連携の推進

- ・ 介護保険法上に位置づけされた在宅医療・介護連携推進事業の充実
- ・ 医療関係者と介護サービス事業者などの関係者との連携強化

イ 認知症施策の推進

- ・ 認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発の推進
- ・ 認知症の初期段階からの多職種連携による支援
- ・ 地域における見守り体制の強化につながる取組の推進

ウ 介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進

- ・ 高齢者の自立支援に資する介護予防
- ・ 住民主体の支え合い、介護予防活動への支援
- ・ 元気な高齢者が担い手として活躍する機会の提供

エ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

- ・ 民間賃貸住宅を活用した高齢者住宅の確保
- ・ 相談支援の充実など様々な住まい方の支援

② 地域ケア会議の推進

ア 地域ケア会議

イ 地域ケア会議の取組

ウ 地域ケア会議の充実

③ 高齢者あんしん相談センターの機能強化

ア 高齢者あんしん相談センターの運営

イ 高齢者あんしん相談センターの業務

- ・ 高齢者の総合相談支援及び権利擁護に関する業務
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する業務
- ・ 介護予防ケアマネジメントに関する業務
- ・ その他の業務

ウ 高齢者あんしん相談センターの機能強化



地域包括ケアシステムとは

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を可能とすべく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

文京区は、地域ぐるみの支え合いによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組**
- 重点的取組事項**
 - 在宅医療・介護連携の推進
 - 認知症施策の推進
 - 介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進
 - 高齢者の居住安定に係る施策との連携
 - 地域ケア会議の推進**
 - 高齢者あんしん相談センターの機能強化**

区民の皆さんとともに進める地域づくり

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって地域全体で支え合えるまちづくりを進めています。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して何かをはじめませんか。

何かをはじめること誰かとつながり、誰かとつながることで、地域とつながり、地域全体で高齢者を穏やかにみまもりながら、安心して暮らせるまちづくりをともに進めていきましょう。

はじめる

つながる

みまもる

障害者計画の検討状況について

1 障害者部会の開催状況

- | | |
|--------------------|--|
| 第1回（平成29年5月8日（月）） | ・新たな障害者計画の策定について
・文京区の障害者（児）の現状について |
| 第2回（平成29年6月19日（月）） | ・障害者計画（平成27年度～平成29年度）の進捗状況
・次期障害者計画の主要項目と方向性（案）について |
| 第3回（平成29年7月27日（木）） | ・次期障害者計画の体系（案）について |

2 計画の検討状況

別添のとおり

＊ 別添の資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

3 今後の検討予定

- | | |
|---------|--|
| 平成29年9月 | 第4回障害者部会（中間のまとめの検討） |
| 10月 | 第5回障害者部会（中間のまとめの検討） |
| 11月 | 第4回文京区地域福祉推進本部（中間のまとめの検討）
第4回文京区地域福祉推進協議会（中間のまとめの検討）
平成29年11月定例議会報告（中間のまとめの報告） |
| 12月 | パブリックコメント、区民説明会 |
| 平成30年1月 | 第6回障害者部会（最終案の検討） |
| 1～2月 | 第5回文京区地域福祉推進本部（最終案の検討）
第5回文京区地域福祉推進協議会（最終案の検討） |
| 2月 | 平成30年2月定例議会報告（最終案の報告） |
| 3月 | 計画策定 |

1 主要項目及びその方向性

(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

- 障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等を提供するため、個に応じた日常生活への支援を進めます。
- 障害者が地域で生活する場を確保し、障害者が自ら望む生活を営むためのサービス基盤を整備していきます。
- 障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を行います。
- 障害者が地域で安心して生活し続けるために関係機関の協議の場の設置等、支援体制の構築を図ります。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

- 地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと各相談機関が連携を図りながら、専門的かつ継続的な支援を可能にする体制作りを行っていきます。
- 障害者虐待の防止と養護者への支援を推進するとともに、障害者虐待を地域で防止するためのネットワークづくりを進めます。
- 障害者本人の意思が尊重され、安心して地域生活を送れるように、権利擁護の促進や成年後見制度のさらなる普及啓発を行っていきます。
- 障害者差別解消法支援地域協議会において相談事例を共有し、関係機関・区民への周知啓発を図ります。

(3) 障害者が当たり前働き続けられる就労支援

- 障害者本人の状況やニーズに応じた支援のため、本人、家族、職場に対する総合的で専門性の高い相談を行うとともに、支援体制を構築していきます。
- 障害の特性や個性などに合わせた多様な働き方ができるよう、障害者が働きやすい環境の整備や機会の拡大に向けた普及・啓発活動を充実することで、企業側の理解と受け入れ体制の整備を進めていきます。
- 増加する就労障害者がより長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応等の職場定着支援を推進していきます。
- 施設や作業所での作業内容の充実と工賃のアップに向けた取組みを行うことで、福祉的就労における支援の充実を図ります。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

- 障害の早期発見、早期療育に向けた取組みを進めるとともに、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図ります。
- 子どもの成長段階に応じた適切な支援を進めるとともに、切れ目のない継続した支援を行うため、関係機関との連携の強化を図っていきます。
- 障害のある子どもの過ごす場を広げ、障害のあるなしにかかわらず、共に地域で育つ環境づくりを進めていきます。
- 就学児に対して、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進を図るための居場所づくりを行っていきます。
- 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように関係機関と連携し、支援の充実を図っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

- 障害者を含め誰もが利用しやすいよう、区内の公共的施設・公園などユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を進めていきます。
- 障害者にとって暮らしやすいまちとなるよう、「まちのバリアフリー（道路や歩道、公共的な施設・空間などのバリアフリー）」、「心のバリアフリー（学校や職場、地域等での障害者に対する理解の促進）」、「情報のバリアフリー（障害に応じた適切な媒体による情報の提供）」の3つのバリアフリーを推進します。
- 災害・緊急事態における障害特性に応じた支援体制を充実させていきます。
- 支え手・受け手の垣根を越えて、地域住民が主体となり、地域共生社会の構築に向けた支援体制の整備を進めていきます。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

◆：第5期障害福祉計画において、国から進行管理を求められている事業

大項目	小項目	計画事業		
1 自立に向けた地域生活支援の充実	1 個に応じた日常生活への支援	1	居宅介護（ホームヘルプ）◆	
		2	重度訪問介護 ◆	
		3	同行援護 ◆	
		4	行動援護 ◆	
		5	重度障害者等包括支援 ◆	
		6	生活介護 ◆	
		7	療養介護 ◆	
		8	短期入所（ショートステイ）◆	
		9	補装具の支給	
		10	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ◆	
		11	手話通訳者設置事業 ◆	
		12	日常生活用具給付 ◆	
		13	移動支援 ◆	
		14	日中短期入所事業 ◆	
		15	緊急一時介護委託費助成	
		16	短期保護	
		17	福祉タクシー	
		18	地域生活安定化支援事業	
		19	日中活動系サービス施設の整備	
		20	地域生活支援拠点の整備に向けた検討	
	2 事業者への支援・指導		1	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
			2	障害福祉サービス事業者への指導・監査
			3	障害者施設職員等の育成・確保
			4	障害福祉サービス等事業者連絡会の運営
	3 生活の場の確保		1	グループホームの拡充
			2	共同生活援助（グループホーム）◆
			3	施設入所支援 ◆
4			自立生活援助 ◆	
5			居住支援の推進	

	4 地域生活への移行及び地域定着支援	1	福祉施設入所者の地域生活への移行 ◆
		2	入院中の精神障害者の地域生活への移行
		3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◆
		4	精神障害者の地域定着支援体制の強化
		5	地域移行支援 ◆
		6	地域定着支援 ◆
	5 生活訓練の機会の確保	1	精神障害回復途上者デイケア事業
		2	地域活動支援センター ◆
		3	自立訓練（機能訓練・生活訓練） ◆
		4	難病リハビリ教室
	6 保健・医療サービスの充実	1	自立支援医療
		2	難病医療費助成
		3	障害者・児歯科診療事業
		4	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業
		5	精神保健・難病相談
	7 経済的支援	1	福祉手当の支給
		2	児童育成手当の支給
		3	利用者負担の軽減

大項目	小項目	計画事業	
2 相談支援の充実と権利擁護の推進	1 相談支援体制の整備と充実	1	総合的な相談支援体制の構築
		2	計画相談支援 ◆
		3	地域移行支援 ◆【再掲】
		4	地域定着支援 ◆【再掲】
		5	相談支援事業 ◆
		6	地域自立支援協議会の運営 ◆
		7	障害者基幹相談支援センターの運営
		8	身体障害者相談員・知的障害者相談員
		9	障害福祉サービス等の情報提供の充実
		10	地域安心生活支援事業
		11	意思決定支援の在り方の検討
		12	小地域福祉活動の推進
		13	民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲】
	2 権利擁護・成年後見等の充実	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	成年後見制度の利用促進 ◆
		3	法人後見の受任
		4	福祉サービスに対する苦情申し立て・相談対応の充実

		5	障害者・児童虐待防止対策支援事業
		6	障害者差別解消支援地域協議会の運営

大項目	小項目	計画事業	
3 障害者が 当たり前 に働 き続け られる 就労支 援	1 就労支 援体制 の確立	1	障害者就労支援の充実
		2	就労支援ネットワークの構築・充実
		3	就労促進助成事業
	2 職場定 着支援 の推進	1	就業先企業への支援
		2	安定した就労継続への支援
		3	就労者への余暇支援
	3 福祉施 設等 での就 労支 援	1	福祉施設から一般就労への移行 ◆
		2	就労移行支援 ◆
		3	就労継続支援（A型・B型） ◆
		4	就労定着支援 ◆
		5	福祉的就労の充実
		6	障害者優先調達推進法に基づいた障害者施設等からの物品等の調達の推進
		7	日中活動系サービス施設の整備【再掲】
	4 就労機 会の 拡大	1	区の業務における就労機会の拡大
		2	障害者雇用の普及・啓発
3		地域雇用開拓の促進	

大項目	小項目	計画事業	
4 子どもの育ちと家庭の安心への支援	1 障害のある子どもの健全な成長	1	乳幼児健康診査
		2	発達健康診査
		3	総合相談事業の充実
		4	発達に関する情報の普及啓発
	2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化	1	多様な支援機関の連携
		2	医療的ケア児支援体制の構築 ◆
		3	医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置 ◆
		4	継続支援体制の充実
		5	個別の支援計画の作成
		6	専門家アウトリーチ型支援
		7	障害児相談支援 ◆
		8	重症心身障害児等在宅レスパイト事業
		9	障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討 ◆
	3 乳幼児期・就学前の支援	1	児童発達支援 ◆
		2	医療型児童発達支援 ◆
		3	居宅訪問型児童発達支援 ◆
		4	文京区版スターティング・ストロング・プロジェクト【再掲】
		5	保育園障害児保育
		6	幼稚園特別保育
		7	就学前相談体制の充実
		8	総合相談事業の充実
		9	専門家アウトリーチ型支援 【再掲】
	4 学齢期の支援	1	総合相談事業の充実 【再掲】
		2	特別支援教育の充実
		3	育成室の障害児保育
		4	バリアフリーパートナー事業
		5	個に応じた指導の充実
		6	交流及び共同学習支援員配置事業
		7	特別支援教育担当指導員配置事業
		8	専門家アウトリーチ型支援 【再掲】
		9	放課後等デイサービス ◆
		10	居宅訪問型児童発達支援 ◆【再掲】
	5 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり	1	保育園障害児保育【再掲】
		2	幼稚園特別保育【再掲】
		3	育成室の障害児保育【再掲】
		4	交流及び共同学習支援員配置事業【再掲】

	5	ぴよぴよひろば
	6	子育てひろば
	7	児童館
	8	b-lab（文京区青少年プラザ）
	9	文京区版スターティング・ストロング・プロジェクト ◆

大項目	小項目	計画事業
5 ひとにやさしいまちづくりの推進	1 まちのバリアフリーの推進	1 道のバリアフリーの推進
		2 文京区バリアフリー基本構想の推進
		3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		4 総合的自転車対策の推進
		5 公園再整備事業
		6 公衆・公園等トイレの整備事業
		7 コミュニティバス運行
		8 ごみの訪問収集
	2 心のバリアフリーの推進	1 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）◆
		2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
		3 障害者事業を通じた地域交流
		4 障害者差別解消に向けた取組の推進
	3 情報のバリアフリーの推進	1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
		2 情報バリアフリーの推進
		3 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出
	4 防災・安全対策の充実	1 ヘルプカードの普及啓発
		2 避難行動要支援者への支援
		3 福祉避難所の拡充
		4 避難所運営協議会の運営支援
		5 災害ボランティア体制の整備
		6 耐震改修促進事業
		7 家具転倒防止器具設置費用助成
		8 緊急通報・火災安全システムの設置
	5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援	1 障害者事業を通じた地域交流【再掲】
		2 地域に開かれた施設運営
		3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲】
		4 心身障害者・児レクリエーション
		5 障害者スポーツ等の推進
6 地域福祉の担い手への支援	1 ボランティア活動への支援	
	2 手話通訳ボランティア等の養成	

	3	手話奉仕員養成研修事業 ◆
	4	ふれあいいきいきサロン
	5	ファミリー・サポート・センター事業
	6	民生委員・児童委員による相談援助活動
	7	話し合い員による訪問活動
	8	自発的活動支援事業 ◆
	9	地域活動情報サイト

3 計画事業の概要

1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ）◆

介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。

1-1-2 重度訪問介護 ◆

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。

1-1-3 同行援護 ◆

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図る。

1-1-4 行動援護 ◆

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。

1-1-5 重度障害者等包括支援 ◆

常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。

1-1-6 生活介護 ◆

常に介護を必要とする障害者に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。

1-1-7 療養介護 ◆

医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。

1-1-8 短期入所（ショートステイ）◆

自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。

1-1-9 補装具の支給

障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具を貸与・支給又は修理することにより、自立した日常生活の促進を図る。

1-1-10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ◆

聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。

1-1-11 手話通訳者設置事業 ◆

聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置する。

1-1-12 日常生活用具給付 ◆

重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。

1-1-13 移動支援 ◆

屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図る。

1-1-14 日中短期入所事業 ◆

自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。

1-1-15 緊急一時介護委託費助成

障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成する。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となる。

1-1-16 短期保護

心身障害者・児の介護にあたっている家族等が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、文京藤の木荘（文京槐の会内）において、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減する。

1-1-17 福祉タクシー

身体障害者等の社会生活の利便を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券を交付する。

1-1-18 地域生活安定化支援事業

文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋3ヶ所において、未治療者や治療中断のおそれのある精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行う。

1-1-19 日中活動系サービス施設の整備

障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、民間事業者誘致による日中活動系サービス施設整備を促進する。

1-1-20 地域生活支援拠点の整備に向けた検討

地域自立支援協議会等関係機関と連携して、地域課題や地域資源を勘案した上で、相談の場、体験の場、緊急受入の場等、それぞれの機能の強化を図り、障害者に切れ目なく支援する仕組みを検討・整備する。

本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。

1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

1-2-2 障害福祉サービス事業者等への指導・監査

東京都と連携しながら、障害福祉サービス事業者等への指導検査に必要なノウハウを蓄積するとともに、指導検査体制の充実を図り、区の実情（社会福祉法人数、施設数、検査体制等）に応じた実地指導を開始することを目指していく。

1-2-3 障害者施設職員等の育成・確保

障害者施設従事者向けの研修会の実施等により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行う。また、移動支援従事者研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図っていく。

1-2-4 障害福祉サービス等事業者連絡会の運営

区内の障害福祉サービス等事業者の事業者相互間及び区との連携の確保を図ること、また、障害者に適切な障害福祉サービス等の提供を行う体制を整備するための情報提供を行うことにより、各事業者が提供するサービスの質を高める。

1-3-1 グループホームの拡充

障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費助成や、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の助成を行うことにより、施設整備を促進する。また、既存施設がサテライト方式により定員数を増やす場合も助成を行う。

1-3-2 共同生活援助（グループホーム）◆

障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援する。

1-3-3 施設入所支援 ◆

施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。

1-3-4 自立生活援助 ◆

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行う。

1-3-5 居住支援の推進

特に住宅に困窮する障害者の居住に供するため障害者住宅の管理運営を行うとともに、住みなれた地域で、有する能力に応じ自立した日常生活を営めることができるよう、住まいの確保と住まいの支援を行う。

また、民間住宅への円滑な入居の促進を図るため、文京区居住支援協議会にて関係団体と連携を図り、必要な支援策を協議する。

1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行 ◆

福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。

本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められているものであり、平成28年度の施設入所者数のうち、平成32年度までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を求められている。よって、3年間の事業量は累計として記載する。

1-4-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、保健師及び地域活動支援センターが入院中から地域生活への移行を支援する。

1-4-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◆

精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、地域における支援体制の構築・強化を図るため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。

1-4-4 精神障害者の地域定着支援体制の強化

在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行う。

1-4-5 地域移行支援 ◆

障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図る。

1-4-6 地域定着支援 ◆

単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図る。

1-5-1 精神障害回復途上者デイケア事業

回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施する。

1-5-2 地域活動支援センター ◆

文京総合福祉センター、文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋において、障害特性等に応じた創作的活動の提供等を行い、障害者等の地域活動支援を図っている。

1-5-3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆

障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。

1-5-4 難病リハビリ教室

在宅の難病患者を対象として、難病リハビリ教室及びパーキンソン病体操教室を開催し、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供することで、疾病の理解やQOLの維持・向上を目指す。

1-6-1 自立支援医療

心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。

1-6-2 難病医療費助成

認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

また、難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施する。

1-6-3 障害者・児歯科診療事業

障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図っていく。また、高次医療機関や、地域のかかりつけ医へも繋げていく。（保健サービスセンター内歯科室で土曜日午後実施）

1-6-4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業

疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な方に、歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科検診・相談と口腔ケアなどの予防指導を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図っていく。

1-6-5 精神保健・難病相談

精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援する。

1-7-1 福祉手当の支給

心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当（区制度）・特別障害者手当等（国制度）・重度心身障害者手当（都制度）を支給する。（ただし、所得制限あり。）

1-7-2 児童育成手当の支給

障害のある子どもを養育している家庭に対し、児童育成手当を支給する。児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。（ただし、所得制限あり。）

1-7-3 利用者負担の軽減

障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図る。現在区が行っている負担軽減策として、非課税世帯の負担の無料化（平成22年度より）等を実施している。また、平成26年度から国が実施している、就学前の障害児通所施設に係る利用者負担の多子軽減措置に加え、区独自の助成制度を開始することで利用者負担の軽減を図っている。

その他、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を継続して実施しており、適切な対応によって障害福祉サービスの利用を支援する。

2-1-1 総合的な相談支援体制の構築

障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、障害者基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築する。

2-1-2 計画相談支援 ◆

障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行う。

2-1-3 地域移行支援 ◆【再掲 1-4-5参照】

2-1-4 地域定着支援 ◆【再掲 1-4-6参照】

2-1-5 相談支援事業 ◆

区の窓口や指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所等において、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。

また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談機関との連携強化等によりセンターの機能強化を図り、障害者等の賃貸住宅入居等の支援については、居住支援協議会等の議論を踏まえ、実施に向けた検討を行う。

2-1-6 地域自立支援協議会の運営 ◆

障害者等が自立した生活を営むことが出来るよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進していく。

また、この協議会の下に設置される、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会において、支援体制等についての協議を重ねていく。

2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取り組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。

2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員

区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行う。

2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実

障害者制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供していく。また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報が探しやすいホームページ作りを行っていく。

2-1-10 地域安心生活支援事業

精神障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日を含め24時間緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。

2-1-11 意思決定支援の在り方の検討

自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会相談支援専門部会等において、支援体制等について検討を行う。

2-1-12 小地域福祉活動の推進

地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組みを地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで、「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高めるとともに、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】

2-1-13 民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲 5-6-6参照】

2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-2 成年後見制度の利用促進 ◆

成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-3 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-4 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援に努める。また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて、中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。

【社会福祉協議会実施事業】

2-2-5 障害者・児虐待防止対策支援事業

区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図る。障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行う。また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて子ども家庭支援センターや高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていく。

2-2-6 障害者差別解消支援地域協議会の運営

地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例を共有し、差別を解消するための取組について協議を行う。

3-1-1 障害者就労支援の充実

障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施する。多様化している障害特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図る。また、平成30年度から精神障害者の雇用が義務化されることに伴い、精神障害者の就労支援と企業支援、定着支援等、安心して働き続けることができる支援体制を構築する。

3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実

地域自立支援協議会就労支援専門部会や事業所ネットワーク（就労支援者研修会）等を活用し、就労支援や雇用の情報等の共有化を図るとともに、関係機関の人的交流の機会の実施や、将来的な地域の就労支援の人材育成を行う。また、地域の福祉・保健・教育・労働等の連絡会への参加を通して、就労した後の障害者の生活を地域全体で支える仕組み作りを行う。

3-1-3 就労促進助成事業

一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、受入れ企業等に対して謝礼金を支給することや、実習を行う障害者就労支援センター登録者に訓練手当を支給することで、障害者の就労・雇用の促進していく。また、区内中小企業に対しての実習の機会を増やし、障害者への理解を深め、区内中小企業の障害者雇用促進の取り組みをサポートする。

3-2-1 就業先企業への支援

障害者雇用率の上昇や納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えている。障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図れるよう企業への相談支援を行う。特に、今後増える精神障害者の雇用機会における相談体制については充実させる必要がある。また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど雇用を継続する企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図る。

3-2-2 安定した就労継続への支援

就労先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行う。教育機関（特別支援学校等）や職業訓練校、就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援等）からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施する。また、生活の中で生じた心配事や課題については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送れるように支援する。

3-2-3 就労者への余暇支援

余暇活動は就労の場におけるストレス対処行動のみならず、人との出会いやコミュニケーションを通して自主性や主体性を学ぶことができる。そのため、余暇支援事業として定期的に夜間に実施している「たまり場」を、仲間づくりの場として継続実施していくとともに、生涯教育の機会として「生活学習」を企画実施し、その人らしい豊かな地域生活を考えることを支援する。また、就労継続者のチャレンジを労う機会として、就労継続者を表彰する祝う会についても継続して実施していく。

3-3-1 福祉施設から一般就労への移行 ◆

就労移行支援及び就労定着支援等の福祉施設を利用する障害者が、自立した社会生活を営めるように、必要な訓練を行い、一般就労へ移行し定着することを推進する。また、福祉施設に対して、日頃の連携や様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援へのアクセスが容易となるような環境作りを行う。

本事業は、第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。

3-3-2 就労移行支援 ◆

一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、障害者の一般就労を促進する。

3-3-3 就労継続支援（A型・B型）◆

一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。

3-3-4 就労定着支援 ◆

就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等支援を行う。

3-3-5 福祉的就労の充実

福祉施設における福祉就労のやりがいや達成感を大切にし、働くことを通じた社会参加の促進を行う。また、工賃の増加を図るため、区や民間企業等からの受注を促進し、受注作業の拡大、商品販路の拡大を図る。そのために区内施設によるネットワーク組織を構築し、共同受注の仕組みや共同販売を充実する。

3-3-6 障害者優先調達推進法に基づいた障害者施設等からの物品等の調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定める。推進にあたっては、庁舎内において障害者就労施設等が受託可能な物品・使役等の効果的なPRを行っていく。

3-3-7 日中活動系サービス施設の整備【再掲 1-1-19参照】

3-4-1 区の業務における就労機会の拡大

平成26年6月から庁内で知的・精神障害者のチャレンジ雇用が始まり、企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に寄与してきた。今後は、庁内インターンシップとの連携や、福祉施設の就労体験の場としての実習受け入れなどを実施し相乗効果を上げていく。

また、区役所内においてのインターンシップ事業の継続や委託業務などの拡大の検討を行い、障害者の就労機会の拡大や雇用の促進を図る。

3-4-2 障害者雇用の普及・啓発

障害者が地域で当たり前働き暮らすことができることを実現するため、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行う。また、区内企業に対しては、障害者雇用に関する情報提供や雇用の理解促進を図り、企業の障害者雇用促進の取り組みをサポートする。

3-4-3 地域雇用開拓の促進

事業者に対して、障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会において検討する様々な障害者雇用に関する周知・啓発活動及び支援策を積極的に行うことによって、障害者雇用先の開拓に取り組む。

4-1-1 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の実施により、子どもの健やかな発達の支援と疾病の早期発見に努める。また、保護者への育児知識の普及啓発と育児不安の軽減により、虐待の予防・早期発見、育児支援を行う。

4-1-2 発達健康診査

運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児を対象に、専門医師による診察、保健師や理学療法士による助言を行い、子どもの発達の遅れを早期に発見するとともに、必要な療育につながるよう関係機関と調整を行う。

4-1-3 総合相談事業の充実

教育センター総合相談室において、発達に何らかの遅れ等のある子どもの保護者からの相談に応じ、助言、指導を行う。また、必要に応じて専門訓練（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、グループ指導等の子どもへの発達援助、療育の事業者の情報提供及び紹介を行う。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行っていく。

4-1-4 発達に関する情報の普及啓発

子どもの発達に関する相談窓口や支援内容に関する情報を、ホームページ、リーフレット等で周知していく。また、講演会を通じ、子どもの発達に関する理解を深め、より良い子どもとの関わり方を学べるよう啓発を行う。

4-2-1 多様な支援機関の連携

特別支援連携協議会を通じ、教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携を強化し、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援する。

4-2-2 医療的ケア児支援体制の構築

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し連携を図り、医療的ケア児が学齢期から成人期まで円滑に引き継がれるように適切に支援していく。

なお、本事業は第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。

4-2-3 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。

4-2-4 継続支援体制の充実

特別支援連携協議会を通じて関係機関との連携の強化を図るとともに、就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関が子どもの指導で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」、療育歴や発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル（マイファイル『ふみの輪』）」を活用し、切れ目のない一貫した支援を行っていく。

4-2-5 個別の支援計画の作成

学校や教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も尊重しながら「個別の支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施する。

4-2-6 専門家アウトリーチ型支援

専門家（臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、特別支援学校教員、福祉士等）によるコンサルテーションを通して、保育園、幼稚園、学校等の対応力の向上を図る。「発達支援」「特別支援」「適応支援」の3分野に渡り対応する。

4-2-7 障害児相談支援 ◆

児童福祉法に基づき、障害児通所支援の利用の前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行う。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。

4-2-8 重症心身障害児等在宅レスパイト事業

医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等を介護する同居の家族等の居宅に看護師又は准看護師を派遣し、医療的ケア並びに食事及び排泄の介助等を行う。

4-2-9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討 ◆

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行う。

なお、本事業は第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。

4-3-1 児童発達支援 ◆

児童福祉法に基づき、児童発達支援センター等において未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

4-3-2 医療型児童発達支援 ◆

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行い、障害児の心身の発達促進を図る。

4-3-3 居宅訪問型児童発達支援 ◆

重度障害状態にある障害児等であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出するのが著しく困難なものについて、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。

4-3-4 文京区版スターティング・ストロング・プロジェクト【再掲 4-5-9参照】

4-3-5 保育園障害児保育

区立保育園において、保育が必要な児童のうち、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施する。

4-3-6 幼稚園特別保育

区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進していく。

4-3-7 就学前相談体制の充実

専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒が、可能な限り保護者の意見を尊重したうえで、個々のニーズに応じて適切な支援を受けられるようにする。

4-3-8 総合相談事業の充実【再掲 4-1-3参照】

4-3-9 専門家アウトリーチ型支援【再掲 4-2-6参照】

4-4-1 総合相談事業の充実【再掲 4-1-3参照】

4-4-2 特別支援教育の充実

全区立小学校及び中学校に教員免許を有する特別支援教育担当指導員を、特別支援学級設置校には交流及び共同学習支援員を配置している。特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことにより、特別支援教育のさらなる充実を図る。

4-4-3 育成室の障害児保育

保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。保育補助の非常勤職員等を配置し保育環境を整えるとともに、児童支援員のための研修を定期的実施し、保育の質の向上を図る。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。

4-4-4 バリアフリーパートナー事業

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が個々のニーズに応じた教育を受けることができるようにするため、障害者への支援に理解のある大学生や地域人材等の協力を得て児童・生徒へのサポートを行う。

4-4-5 個に応じた指導の充実

区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに、特別支援教育担当指導員を配置し、個への対応の充実を図る。

4-4-6 交流及び共同学習支援員配置事業

特別支援学級を設置している区立小・中学校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」が円滑に行われるように、交流及び共同学習支援員を配置する。

4-4-7 特別支援教育担当指導員配置事業

区立小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒への支援のため、全ての小・中学校に教員免許をもつ指導員を配置し、在籍学級の担任等との連携のもとに、一斉指導の中での個別指導や、校内に設置された特別支援教室等で専門的指導・支援を行う。

4-4-8 専門家アウトリーチ型支援【再掲 4-2-6参照】

4-4-9 放課後等デイサービス ◆

就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の自立を促進する。

4-4-10 居宅訪問型児童発達支援 ◆【再掲 4-3-3参照】

4-5-1 保育園障害児保育【再掲 4-3-5参照】

4-5-2 幼稚園特別保育【再掲 4-3-6参照】

4-5-3 育成室の障害児保育【再掲 4-4-3参照】

4-5-4 交流及び共同学習支援員配置事業【再掲 4-4-6参照】

4-5-5 ぴよぴよひろば

子ども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供していく。また、保育士資格を持ったひろば職員が利用者の子育てに関する相談も受ける。

4-5-6 子育てひろば

乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間作りの場を提供するとともに、専門指導員により利用者の子育てに関する相談を受ける子育てひろばの拡充を行い、子育て支援の充実を図る。

4-5-7 児童館

館内に遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等があり、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的及び個別的な指導を行い、子どもの健全育成を図る。

4-5-8 b-lab（文京区青少年プラザ）

区内初の中高生向け施設「b-lab（文京区青少年プラザ）」において、全ての中高生にとって魅力的な居場所を提供する。また、文化・スポーツ等の各種講座を実施するとともに、中高生が各事業に企画段階から参画することを通して、自主性・社会性を育む。

4-5-9 文京区版スターティング・ストロング・プロジェクト

集団参加や対人コミュニケーション等の社会的スキルが乳幼児期から身につくよう、臨床心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行うとともに、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝え、より質の高い育児環境を整え、健やかな育ちを支えていく。

5-1-1 道のバリアフリーの推進

高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。

5-1-2 文京区バリアフリー基本構想の推進

文京区バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区別計画に位置付けた特定事業（具体的なバリアフリー事業）の実施を促進するために、バリアフリー整備に係る費用の一部に対し補助金の交付を行うとともに、進捗状況を管理する。

5-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

5-1-4 総合的自転車対策の推進

安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進する。また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。

5-1-5 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。

5-1-6 公衆・公園等トイレの整備事業

便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについて、設備等の老朽度や利用状況、災害時の対応等の調査・分析によりまとめた整備方針に基づき、整備を進める。

5-1-7 コミュニティバス運行

区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。

5-1-8 ごみの訪問収集

満65歳以上のみの世帯②障害者のみの世帯③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯④母子健康手帳の交付を受けてから3月程度までの妊産婦のみの世帯⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯

上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集する。

5-2-1 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）◆

障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していく。

5-2-2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人も共に集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催する。

5-2-3 障害者事業を通じた地域交流

障害者・児と地域の交流を促し、日常生活を豊かにするとともに社会参加を促進するため、各種の障害者事業（心身障害者・児通所施設合同運動会、一歩いっぽ祭り、ハートフル工房、ステージエコ参加など）を通じた様々な地域活動への参画を推進する。

5-2-4 障害者差別解消に向けた取組の推進

障害者差別解消法の施行を受け、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行う。

5-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進する。

5-3-2 情報バリアフリーの推進

障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、音声認識ソフトインストール済みのタブレット端末の設置等の取組みにより、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するために支援し、情報バリアフリーの推進を図っていく。

5-3-3 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出

一般図書のほか、大活字本、点字図書、音訳図書・雑誌を収集、貸出を行う。また、視覚障害のある方への資料の郵送サービス、障害等により来館が困難な単身の区民への資料の宅配サービスを実施する。

5-4-1 ヘルプカードの普及啓発

ヘルプカードは、発災時及び障害者等が困った時に、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードで、緊急連絡先や配慮してほしい内容などが記載できるものである。

ヘルプカードの活用を促すため、障害者等に記載・携帯例を示したチラシを配布するとともに、区の窓口やホームページで障害者等への周知を図っていく。また、いざという時に障害者が必要とする支援や配慮を受けることが出来るように、地域住民や警察・消防署等の関係機関に対しての周知を進めていく。このように両者にヘルプカードの普及啓発を図ることで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えていく。

5-4-2 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化や個別訪問を実施し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、多様な障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

5-4-3 福祉避難所の拡充

避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。

5-4-4 避難所運営協議会の運営支援

災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組みを活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。

5-4-5 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。

【社会福祉協議会実施事業】

5-4-6 耐震改修促進事業

建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

5-4-7 家具転倒防止器具設置費用助成

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、避難行動要支援者世帯等における家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。

5-4-8 緊急通報・火災安全システムの設置

緊急通報システム及び火災安全システムを設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行う。

【緊急通報システム】重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、東京消防庁に通報するとともにあらかじめ協力を依頼している協力員の援助を得て、速やかな救助を行う。

【火災安全システム】重度心身障害者世帯等の火災対策として、自動火災通報器を設置する。火災の際には、煙及び熱センサーが作動し、東京消防庁に自動通報され、消防車が出動する。

5-5-1 障害者事業を通じた地域交流【再掲 5-2-3 参照】

5-5-2 地域に開かれた施設運営

障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域に開かれた施設運営を行っていく。

5-5-3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲 5-2-2 参照】

5-5-4 心身障害者・児レクリエーション

心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年 1 回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとする。

5-5-5 障害者スポーツ等の推進

障害者（児）向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えていく。また、スポーツ施設を改修する際には、バリアフリー化を進めるなど、誰もが利用しやすい施設環境を整備する。

5-6-1 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進することともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-2 手話通訳ボランティア等の養成

日常生活の支障となっている障壁を取り除き、障害者が情報を得られる環境を整備し、だれもが自らの意思で自由に行動しあらゆる分野に主体的に参加できるようにするため、手話通訳ボランティアを養成する。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-3 手話奉仕員養成研修事業 ◆

聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行う。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-4 ふれあいいいききサロン

外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支えあい、だれもが安心して楽しく暮らせるよう住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-5 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。

5-6-6 民生委員・児童委員による相談援助活動

地域と行政機関のパイプ役である民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

5-6-7 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らしの高齢者や重度の心身障害者世帯の方等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。また、民生委員等と連携した見守り活動を行う。

5-6-8 自発的活動支援事業 ◆

障害者等が自立した生活を営むことが出来るよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援する。

5-6-9 地域活動情報サイト

NPO 法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】

保健医療計画の検討状況について

1 保健部会の開催状況

- | | |
|-----------------|---|
| 第1回（平成29年5月23日） | ・新たな保健医療計画の策定について
・地域保健医療の現状と課題 |
| 第2回（平成29年6月29日） | ・保健医療計画（平成30年度～平成35年度）主要項目及びその方向性（案）について
・保健医療計画の体系図（案）について |
| 第3回（平成29年8月10日） | ・保健医療計画の主要項目及びその方向性（案）について
・保健医療計画の体系図（案）について
・保健医療計画の計画事業（案）について |

2 計画の検討状況

別添のとおり

* 別添の資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

3 今後の検討予定

- | | |
|----------|---|
| 平成29年10月 | 第4回保健部会（中間のまとめの検討） |
| 11月 | 第4回地域福祉推進本部（中間のまとめの検討）
第4回文京区地域福祉推進協議会（中間のまとめの検討）
平成29年11月定例議会報告（中間のまとめの報告） |
| 12月 | パブリックコメント、区民説明会 |
| 平成30年1月 | 第5回保健部会（最終案の検討） |
| 1月～2月 | 第5回文京区地域福祉推進本部（最終案の検討）
第5回文京区地域福祉推進協議会（最終案の検討） |
| 2月 | 平成30年2月定例議会報告（最終案の報告） |
| 3月 | 計画策定 |

1 主要項目及びその方向性

だれもが健康を保持、増進できるような地域社会を目指していくため、以下の主要項目に沿って施策を進めていきます。

(1) 健康づくりの推進

- 食生活の改善や運動習慣の定着等の一次予防に重点を置いた対策と、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。
- 妊娠・出産・子育て期では、切れ目のない支援の更なる充実と、各機関との連携体制の強化を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めます。
- 成人への取り組みでは、特定健康診査・特定保健指導やがん検診等の充実と受診率向上を図り、生活習慣病の発生予防と重症化予防の徹底を目指します。
- 高齢期の健康課題に沿った健康の維持・増進及び健康づくりの支援と、介護予防活動の定着を推進し、健康寿命の延伸を図ります。
- 食育については、性別や世代に合った自分らしい食事と健康づくりの実践と共に、食を通じたコミュニケーションや食を大切に作る心、食の安全について普及啓発を進めていきます。

(2) 地域医療の推進と療養支援

- 在宅療養の体制の構築を進め、新たに介護保険法に位置づけられた「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組みます。
- 誰もが身近な「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」を持つことを区民に推奨していきます。
- 東京都と連携し、医療法において定められた「地域医療構想」により、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせるまちの実現を推進します。
- 今後増大する認知症の方に対しては、高齢者あんしん相談センターや認知症サポート医等との連携により、相談・支援体制の推進に努めます。
- 大規模災害に備え、医薬品等の更新やトリアージ研修の実施等、災害医療救護体制の整備充実を図ります。
- 精神医療保健対策では、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するために、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる支援体制を充実していきます。
- 自殺対策を推進します。
- 難病や公害健康被害による患者等に対しては、関係機関との連携により療養支援及び相談支援体制の充実を図ります。

(3) 健康安全の確保

- 新型インフルエンザ等の新興感染症や再興感染症及び食中毒などに対する迅速で的確な健康危機管理対策を、国や東京都と連携して構築していきます。
- 感染症対策については、発生予防のための啓発を推進し、発生時の迅速な対応及び蔓延防止に努めます。

- 定期予防接種の接種率向上に取り組むとともに、任意予防接種の費用助成を行うなど、適正に予防接種事業を進めていきます。
- 診療所や薬局等の医療機関、飲食店等食品取扱施設、理容・美容・クリーニング施設、公衆浴場、特定建築物など、区民の健康に影響を与える事業者の自主的衛生管理が適切に実施できるよう情報提供や監視・指導に努めます。
- 区民及び事業者に対して、食品の安全について、適切に情報提供を行っていくとともに、区民を対象にした住まいの衛生に関する啓発・相談事業を行っていきます。
- 動物の適正飼養指導により、動物に対する住民の理解と知識を深め、人と動物が共生できる地域社会を目指します。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

大項目	中項目	小項目		
1 健康づくりの推進	1 健康的な生活習慣の確立	1	栄養・食生活の改善	栄養指導講習会（成人向け）
		2	運動習慣の定着	運動習慣のきっかけづくり
		3	こころの健康づくり	精神保健講演会
				精神保健相談
		4	たばこ・アルコール対策	妊婦と家族への禁煙啓発
				講演会等による啓発活動
		5	歯と口腔の健康	歯周疾患検診
				乳幼児期の歯と口の健康づくり
				保育園、幼稚園及び学校での歯科保健対策
				妊婦歯周疾患検診
	高齢者の口腔機能向上教室			
	障害者（児）歯科診療事業			
	在宅療養者等歯科訪問事業			
	歯科保健教育			
	2 生活習慣病対策	1	生活習慣病の予防	生活習慣病予防教室
				栄養指導講習会（成人向け）＜1-1-1 再掲＞
	2	生活習慣病の早期発見	健康診査・保健指導	
	3 がん対策	1	がん知識の普及啓発	広報・講演会等開催
				区立小・中学校「がん教育」
			2	がん検診受診率の向上
3			精密検診結果把握率の向上	がん検診要精密検査勧奨及び結果把握
4	がん患者及び家族への支援	医療相談 ＜3-3-1 再掲＞		
		がん患者支援		
4 親と子どもの健康づくり	1	妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	妊婦健康診査	
			妊婦歯周疾患検診＜1-1-5 再掲＞	
			妊婦全数面接	
			母親学級・両親学級	
			栄養指導講習会（妊婦向け）	

				産後ケア事業		
				乳児家庭全戸訪問事業		
				2	子どもの健康確保	乳幼児健康診査
						発達健診
						乳幼児家庭支援保健事業
						栄養指導講習会（乳幼児向け）
						初孫講座
						乳幼児期の歯と口の健康づくり<1-1-5 再掲>
				3	基本的な生活習慣の確立	乳幼児期からの基本的な生活習慣獲得の支援
				4	性に関する正しい知識の普及	中学生用学習教材
	5	高齢者の健康づくり	1	健康の維持・増進	健康相談	
					健康診査・保健指導 <1-2-2 再掲>	
					高齢者向けスポーツ教室	
					高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援	
		2	介護予防の推進	短期集中予防サービスの実施		
				介護予防把握事業の実施		
				介護予防普及啓発事業の推進		
				介護予防指導者等養成事業の推進		
	6	食育の推進 (文京区食育推進計画)	1	食と健康づくり		
			2	食を通じたコミュニケーション	食育サポーター	
3			食を大切に作る心			
4			食の安全			
2	1	地域医療の推進	1	地域医療連携の充実	地域医療連携推進協議会・検討部会の開催	
					在宅医療・介護連携推進事業	
			2	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の確保	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の啓発	
					3	初期救急医療の充実
			4	認知症支援施策	認知症相談	
					認知症ケアパスの普及啓発	
					認知症サポート医・かかりつけ医との連携	
			認知症初期集中支援事業			
	2	災害時医療の確保	1	災害時医療の確保	災害用医療資材・医薬品の更新	
					医師等の区防災訓練への参加	
医師等対象の区トリアージ研修の実施						

3				災害医療運営連絡会の開催			
		2	要医療援護者の災害時の支援	在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援 関係者連絡会の実施			
		1	相談支援体制の充実	計画相談支援			
	3	精神保健医療対策	2	精神障害者の地域生活支援体制の充実	地域安心生活支援事業		
					地域生活安定化事業		
					地域移行支援事業		
					地域定着支援事業		
					グループホームの拡充		
					自立支援医療費制度 精神障害者福祉手当の支給		
	3	自殺対策の推進	連携会議の開催				
			ゲートキーパー養成研修の実施				
			普及啓発事業の充実				
	4	在宅療養患者の支援	1	難病患者の療養支援の充実	難病医療費助成制度等のサービス周知		
					難病リハビリ教室、パーキンソン体操教室		
			2	公害患者等の療養支援の充実	呼吸器の健康保持・増進		
					家庭療養指導 インフルエンザ予防接種		
	3	1	健康危機管理体制の強化	1	健康危機管理の総合的な推進	健康危機管理体制の整備	
						2	新型インフルエンザ対策の体制整備
		2	感染症対策	1	感染症予防対策と蔓延防止		
2						結核患者の療養支援と接触者健診の充実	結核患者医療費公費負担
							結核患者定期病状調査
							服薬支援
3		HIV・性感染症予防の普及啓発	普及啓発イベントの実施				
			HIV抗体検査				
3		医療安全の推進と医務薬事	1	医療安全の推進	医療相談		
					2	医療監視の充実	医療施設への立入検査
							医療職免許等取扱い
3		医薬品等の安全対策の	薬局等薬事衛生関係施設への重点監視指導				

		推進	高度管理医療機器等監視指導
			医薬品・家庭用品の検体検査
			薬局及び医薬品販売業者対象の薬事講習会
4 食品衛生の推進	1	食中毒の未然防止	食品衛生監視指導
	2	食のリスクコミュニケーション	食の安全を確保するための情報共有事業
	3	食品衛生関係施設の衛生確保	自主的衛生管理の推進
5 環境衛生の推進	1	自主管理を推進する人材の育成	環境衛生講習会
	2	効果的な監視・指導の充実	営業施設の一斉監視指導
	3	特定建築物の衛生の確保	特定建築物の立入検査
6 動物衛生の推進	1	狂犬病予防の普及啓発	狂犬病予防事業
	2	動物の適正飼養の推進	適正飼養の普及・啓発事業
	3	飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の推進	飼い主のいない猫の去勢・不妊手術事業

3 計画事業の概要

1-1-1 栄養・食生活の改善

生活習慣病予防を目的に、テーマ別の講習会や、若年層を対象に、早期予防に向けた講習会を、調理実習と共に実施します。

1-1-2 運動習慣の定着

生活習慣病の予防、社会生活機能の維持・向上、生活の質の向上を図り、健康な生活を維持していくため、運動習慣を持つ人を増やし運動習慣の定着を図ります。ライフステージに応じ、地域で手軽に運動に取り組めるように環境を整えていくとともに、運動のきっかけづくりなどを支援していきます。

・運動習慣のきっかけづくり

生活習慣の改善や運動習慣の定着を希望する区民を対象に、ウォーキングや有酸素運動等の実践指導を行います。また、生活習慣病予防教室において、運動のきっかけづくりとなる講習会等を開催します。

1-1-3 こころの健康づくり

こころの健康について関心や理解を深めるために、精神保健講演会や区報・ホームページ等で情報提供を行います。自分自身だけでなく身近な人のこころの不調に早期に気づき、専門機関等への相談や医療につながるよう支援します。

・精神保健講演会

こころの病の仕組みや対応、病気にならないための予防について理解を深めます。

・精神保健相談

精神的な問題を抱える当事者や家族の相談に精神科医が応じます。

1-1-4 たばこ・アルコール対策

喫煙は、がんや循環器疾患等の疾病の危険因子であり、また、受動喫煙も様々な疾病の原因であるため、成人の禁煙、未成年者の喫煙防止、妊娠中の喫煙及び受動喫煙についての教育、普及啓発等に取り組めます。また、飲酒は生活習慣病を始めとする様々な身体疾患等のリスク要因となるため、適正な飲酒と未成年者及び妊娠中の者の飲酒防止に取り組んでいきます。

・妊婦と家族への禁煙啓発

母子健康保健手帳とともに「たばこの煙の害と禁煙、禁煙外来マップ」のリーフレット配布を行い禁煙の啓発を行います。また、母親学級・両親学級などへの参加の機会を利用して、希望者に呼気中一酸化炭素濃度の測定を行うとともに、たばこが健康へ及ぼす影響について啓発します。

・講演会等による啓発活動

講座講演会や生活習慣病予防教室等により、たばことアルコールが生活習慣病に及ぼす影響

について啓発します。また、区立小学校及び中学校でのリーフレット配布や世界禁煙デーについての周知活動などの啓発活動を実施します。

1-1-5 歯と口腔の健康

生涯にわたり健康で豊かな生活を営むために大切な歯と口の健康を維持・向上するために、各年齢層に応じた歯と口の健康づくり支援を行います。

・歯周疾患検診

全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持向上へつなげるために、30歳～70歳までの5歳刻みを対象に歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。

・乳幼児期の歯と口の健康づくり

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、歯科保健相談において歯科健診、保健指導を実施し、歯科医師の指示の下、希望者にフッ化物歯面塗布を行い、むし歯予防対策を実施します。

また、育児学級や母子グループ等でも、歯が生えていない時期から各月齢に応じた歯と口の健康づくりを啓発し、口腔機能の健やかな成長の支援を行っていきます。

・保育園、幼稚園及び学校での歯科保健対策

認可保育園、幼稚園及び小・中学校では、健康保持を目的として、定期的に歯科健康診査及び歯科衛生指導を実施します。

また、「歯と口腔の健康」についての啓発を進めるため、幼稚園及び小・中学校において、よい歯の表彰、図画・ポスター表彰、よい歯のバッチ贈呈等を行うとともに、講演会を開催します。

・妊婦歯周疾患検診

妊娠中にかかりやすい歯周疾患を早期に発見し、胎児の健やかな成長と母体の健康の維持を図ります。また、母親学級では妊娠中の歯と口の健康について歯科衛生教育を行います。

・高齢者の口腔機能向上教室

65歳以上の健康な高齢者を対象に、いつまでも自身の歯でおいしく食事がとれるよう介護予防の観点から口腔機能向上教室を実施します。

・障害者（児）歯科診療事業

障害者（児）等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。また、高次医療機関や地域のかかりつけ医へも繋げていきます。

・在宅療養者等歯科訪問事業

障害や疾病等で歯科医院へ通院できない在宅療養者に対して歯科医師が自宅に訪問して検診・相談指導を行い、在宅療養者の口腔衛生の向上を図ります。

・歯科保健教育

歯と口の健康づくりについて、各年齢層に応じて必要な情報を歯科保健教育で提供していきます。また、区報やホームページ等の媒体も使用し、広く普及啓発を行っていきます。

1-2-1 生活習慣病の予防

生活習慣病を予防するための区民の主体的な取り組みを支援するため、糖尿病、動脈硬化、脂質異常症等の生活習慣病をテーマとした教室を開催し、健康に対する的確な情報提供を行います。

・生活習慣病予防教室

生活習慣病予備軍を対象に医師・栄養士・運動指導士による講習会（講義・実技）を実施します。また、運動のきっかけづくりとなる講習会等を開催します。

・栄養指導講習会（成人向け）【再掲 1-1-1 参照】

1-2-2 生活習慣病の早期発見

平成30年度からの特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画に基づき、内臓脂肪に着目した特定健康診査・特定保健指導を継続実施します。特定健康診査未受診者への受診勧奨を行い、新規受診者の増加とともに、連続受診者の受診率の向上を図ります。

・健康診査・保健指導

40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査を実施し、生活習慣病などの疾病の早期発見・早期治療を行います。また、内臓脂肪に着目した特定健康診査・特定保健指導を継続実施します。

1-3-1 がん知識の普及啓発

がんに関する正しい知識の普及啓発の充実強化を行います。

・広報・講演会等開催

区報・ホームページを通じ、ピンクリボンキャンペーン・がん征圧月間・相談機関等の周知を図ります。がんに関する講演会を開催し、疾病・検査等に関する知識の啓発を行い、がんの正しい知識の普及啓発に努めます。また、検診受診者など様々な機会を活かした啓発にも努めます。

・区立小・中学校「がん教育」

区内病院及び大学と連携し、区立小・中学校を対象に、がん教育に関する授業講師派遣及び講習会を実施するとともに、小学校がん教育モデルを作成し、がん教育の充実を図ります。

1-3-2 がん検診受診率の向上

死亡原因の第一位であるがんの早期発見のために、より効率的・効果的な受診勧奨と再勧奨を行い、がん検診率の向上を図ります。

・各種がん検診

胃がん（男女）、大腸がん（男女）、子宮がん（女）及び乳がん（女）検診を実施します。

1-3-3 精密検診結果把握率の向上

がん検診で要精密検査となった方が確実に医療機関に受診するよう受診勧奨を行っていきます。

- ・ **がん検診要精密検査勧奨及び結果把握**

検診結果が要精密検査となった方に対し、受診勧奨及び結果把握を行います。

1-3-4 **がん患者及び家族への支援**

がん患者や家族が、がんと上手に向き合い自分らしく暮らしていけるよう、がんに関する地域資源について情報提供を行い、関係機関と連携しながら支援を行います。

- ・ **医療相談【再掲 3-3-1参照】**

- ・ **がん患者支援**

患者やその家族の地域生活に必要な情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。

1-4-1 **妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援**

心身ともに安心して妊娠・出産・子育てに臨めるよう、妊産婦及び乳幼児の実情を継続的に把握し、必要な情報提供や助言を行うことで、より身近な場で妊産婦等子育て家庭を支えます。また、関係機関との連携体制を強化し、包括的な支援体制を構築します。

- ・ **妊婦健康診査**

妊娠届提出時に健康診査受診票を配付し、委託する都内医療機関で一般健診（14回）と超音波検査（3回）、子宮頸がん検査（1回）の助成を行います。里帰り出産等都外施設や助産院で受診した場合には、償還払いにより助成をしています。

- ・ **妊婦歯周疾患検診【再掲 1-1-5参照】**

- ・ **妊婦全数面接**

保健師等専門職が、全ての妊婦に対し面接を行い、妊娠中の不安の軽減、出産に向けた準備を案内するとともに、支援を要する家庭を把握し、関係機関と連携して適切な支援を実施します。

- ・ **母親学級・両親学級**

妊婦及びその配偶者等を対象に、出産・育児について学ぶ機会を提供するとともに、仲間づくりを行い、親となる準備を支援します。

- ・ **栄養指導講習会（妊婦向け）**

母子の健康管理の観点に基づき、バランスのとれた食事、妊娠中に特に注意したい食品・栄養素についての知識や、出産後の家族の食生活も視野に入れた技術を伝達するための講習会を実施します。

- ・ **産後ケア事業**

出産直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる体制をつくります。また、妊産婦等が抱える悩みや、産前産後の心身の不調について、関係機関と連携し、包括的に支援します。

- ・ **乳児家庭全戸訪問事業**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。支援が必要な家庭に対しては、保健師による相談を継続し、関係機関と連携して適切な支援を行います。

1-4-2 子どもの健康確保

子どもの成長に応じて行っている乳幼児健康診査は、健やかな成長・発達を確認するとともに、子どもの疾病や障害を早期発見し、治療や療育につながる機会であるとともに、育児不安や育児ストレスなどを抱え、子育てが困難となっている家庭を把握する機会にもなります。支援が必要な家庭には、虐待の発生を予防するための事業を提供するとともに関係機関と連携して継続した支援を実施していきます。

・乳幼児健康診査

4か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。子育てのストレスや育児不安をもつ等子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援します。

・発達健診

運動発達の遅れや発達障害が疑われる乳幼児について専門医による診察・相談を行い、子どもの発達の遅れを早期発見するとともに、関係機関と連携し、適切な療育につなげます。

・乳幼児家庭支援保健事業

育児不安や育児ストレスを抱え、支援が必要な養育者に対し、個別相談やグループ支援を継続的に行い、虐待の発生を予防します。講演会等で広く乳幼児の発達や育児に関する知識を啓発することで、養育者の不安や心配の解消を図ります。

・栄養指導講習会（乳幼児向け）

離乳期から幼児期までの子どもの発達に合わせた適切な食事作りを家庭で実践できるよう支援するため、講習会等を開催します。

・初孫講座

近年の離乳食など子育て事情を祖父母世代に伝えることで世代間コミュニケーションを円滑にして、家族間の育児に対する協力体制を強化するための講習会を実施します。

・乳幼児期の歯と口の健康づくり 【再掲 1-1-5参照】

1-4-3 基本的な生活習慣の確立

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。乳幼児の親に向けた啓発や、学童に向けての学校での健康診断等の機会を捉えた生活習慣病予防の啓発を実施し、望ましい生活習慣を身につけられるよう支援していきます。また、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもだけの問題とせず、社会全体の問題として考え行動できるよう、様々な機会を捉えて基本的な生活習慣の育成に取り組みます。

・乳幼児期からの基本的な生活習慣獲得の支援

乳幼児健康診査や親子講演会などの機会に、「早寝・早起き・朝ごはん」や「外遊び」など子どもごころからの健全な生活習慣について啓発します。

1-4-4 性に関する正しい知識の普及

女性は妊娠・出産や女性特有の疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、ライフステージに応じた性に関する正しい知識・情報の啓発

活動を推進します。区立小・中学校では、年齢に応じ、体の発育・発達、心の発達、悩みへの対処について理解することを目的として授業を行い、自他の生命を尊重し、自尊感情や自己肯定感を高める教育の充実を図ります。

- ・ **中学生用学習教材**

区立中学3年生に対して学習教材を配付し、年齢による体の変化や性感染症などの正しい知識の普及を図ります。

1-5-1 健康の維持・増進

高齢者がいつまでも健康を維持し、安心して暮らせるよう、自らの健康状態を把握するための健康相談や健康診査を行います。また、健康診査の結果に基づく保健指導等も併せて行っていきます。

- ・ **健康相談**

区民が自らの健康状態を把握できるよう、必要に応じ、血压測定、尿検査、血液検査などを行う健康相談を実施します。

- ・ **健康診査・保健指導【再掲 1-2-2参照】**

- ・ **高齢者向けスポーツ教室**

60歳以上の区内在住者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳・健康体操教室を実施します。

- ・ **高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援**

健康で生きがいのある生活の実現のため、高齢者クラブによる輪投げ等の軽スポーツ及び健康体操教室の開催を支援します。

1-5-2 介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的に行っています。高齢者がいつまでも活動的で生きがい・役割をもって生活できるよう、高齢者の自立支援に資する取組を推進し、地域への自立支援と介護予防の普及を図っていきます。

- ・ **短期集中予防サービスの実施**

生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、低栄養予防のプログラムを実施します。

- ・ **介護予防把握事業の実施**

介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の高齢者に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とします。

- ・ **介護予防普及啓発事業の推進**

介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。

- ・ **介護予防指導者等養成事業の推進**

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教

室ボランティア指導員等の養成を図ります。

1-6-1 食と健康づくり

生活習慣病の予防及び改善につながる健全な食生活を実践できるよう、食に関する興味と意識の向上を図るとともに、健康づくりを視点とした食環境整備を行います。

1-6-2 食を通じたコミュニケーション

講習会の修了者や区内在住栄養士を中心とした食育サポーターを育成し、地域の食育活動を推進します。

・食育サポーター

区とともに食育を推進していく食育サポーターを育成するため、講習会等を実施します。

1-6-3 食を大切に作る心

食に関する様々な体験活動を通して、自然の恩恵や食に関する人々への感謝の念と理解を深め、食糧問題や環境への関心を高めます。

1-6-4 食の安全

区民一人ひとりが食の安全や食品表示に関する知識理解を深め、健全な食生活を送れるよう目指します。

2-1-1 地域医療連携の充実

区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、区内医療機関の役割分担を明確にし、病院・診療所・歯科診療所・薬局等との連携、在宅医療の推進等、地域医療連携の充実を図ります。また、東京都と連携し、医療救護活動の強化も図っていきます。

・地域医療連携推進協議会・検討部会の開催

区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会での協議・検討を通じて、地域の現状把握、課題を抽出・整理し、その解決策・対応策の協議・検討を進めます。

・在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携に関する相談・調整等を行う窓口を設置する取組や、医療・介護関係者の情報共有や連携の推進に向けた事業を進めます。

2-1-2 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の確保

「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」を持つ区民の割合を増やすため、啓発を行います。

・「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の啓発

医療機関を掲載した冊子等の作成により、日頃から健康や医療について相談を行うとともに、初期の医療を行うかかりつけの医療機関を持つことを区民に推奨していきます。

2-1-3 初期救急医療の充実

日曜・祝日等の休日において、救急患者に対する初期治療施設を確保し、東京都と連携した東京都医療機関案内サービス「ひまわり」の普及に努め、初期救急医療の充実を図ります。

・休日医療の確保

日曜・祝日・ゴールデンウィーク・年末年始の昼間・準夜間に地区医師会当番医（内科・小児科）により、歯科については、日曜・祝日・ゴールデンウィーク・年末年始の昼間に地区歯科医師会当番により診療体制を確保します。また、休日診療の処方せんに応需する薬局を確保します。

2-1-4 認知症支援施策

認知症の人や家族に対して、高齢者あんしん相談センターや認知症サポート医等との連携により、相談・支援体制の推進に努めます。

・認知症相談

認知症の早期発見・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターにおける嘱託医によるもの忘れ医療相談等の認知症相談会を実施します。

・認知症ケアパスの普及啓発

認知症の人の生活機能障害の進行状況に応じた適切なサービス提供の流れを整理し、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか分かりやすく示すため、認知症ケアパスの普及啓発を図ります。

・認知症サポート医・かかりつけ医との連携

区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進します。

・認知症初期集中支援事業

複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行います。

2-2-1 災害時医療の確保

区内避難所に設置する医療救護所に参集する医師等の名簿の作成・更新や医療資材・医薬品の更新等、災害時医療の確保を図ります。また、東京都と連携し、医療救護活動の強化も図っていきます。

・災害用医療資材・医薬品の更新

災害用に備蓄している医療資材・医薬品の更新等を関係団体と連携して行います。

・医師等の区防災訓練への参加

防災課が実施する避難所総合訓練に、各避難所の医療救護所に参集する地区医師会等の医師等が参加します。

・医師等対象の区トリアージ研修の実施

医療救護所での活動を円滑に行うため、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会を対象にトリアージに関する研修を実施します。

- ・ **災害医療運営連絡会の開催**

医療関係機関と災害時医療体制の整備に関する協議を行うための連絡会を開催します。

2-2-2 要医療援護者の災害時の支援

在宅人工呼吸器使用者等の災害時の停電等による安全を確保するため、患者ごとに「災害時個別支援計画」を作成し、災害時の支援体制を整えます。

- ・ **在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援**

在宅人工呼吸器使用者に対し、災害時に備え具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画の作成・見直しを進めます。

- ・ **関係者連絡会の実施**

関係者連絡会を開催し課題の共有を図ります。

2-3-1 相談支援体制の充実

心の病に対し当事者や家族等が正しい知識や対処法を理解できるよう、精神保健相談機関に確実につながり、必要な医療に結びつく支援をしていきます。

- ・ **計画相談支援**

障害福祉サービスを利用する際に必要な「サービス等利用計画」の作成を支援します。

2-3-2 精神障害者の地域生活支援体制の充実

精神障害者とその家族が安心して地域で生活し続けることができるよう、地域移行支援の拠点整備についての拡大や、相談支援事業所を中心に関係機関との連携を強化し、地域生活への移行を支援していきます。

- ・ **地域安心生活支援事業**

地域で安心して生活ができるよう、専門相談員による夜間や休日も含めた24時間365日の緊急時相談支援や居宅での生活が一時的に困難になったときの宿泊場所の提供、家族等から離れて暮らしていく準備のための一定期間の生活体験支援を行います。

- ・ **地域生活安定化事業**

治療中断及び怠薬を予防するため、地域活動支援センターの支援員が自宅を訪問し、通院同行や服薬見守りなどの支援を行います。

- ・ **地域移行支援事業**

通院可能な入院中の精神障害者が地域で自立した生活を送れるよう、住居の確保やその他地域における生活に移行するための支援を入院中から行います。

- ・ **地域定着支援事業**

単身者及び同居家族の障害や疾病等により家族の支援を受けられない精神障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行います。

- ・ **グループホームの拡充**

長期入院している精神障害者の退院後の住居確保及び地域で自立生活を送ることができない精神障害者の支援として、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げ、精神障害者グル

ープホームを開所する際の借上げ費用など初期費用の助成を行い施設整備を推進します。

- ・ **自立支援医療費制度**

精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害の状態を軽減するために必要な医療について自立支援医療費を支給することで、継続的な治療を受ける場合の負担軽減を図ります。

- ・ **精神障害者福祉手当の支給**

継続的な収入を得ることが困難な重度の精神障害者に手当を支給し、生活の安定を支援します。

2-3-3 自殺対策の推進

自殺は多様かつ複合的な背景を有しているため、体系的かつ総合的な取組を関係機関と連携して進めます。

- ・ **連携会議の開催**

関係機関で構成する連絡会を開催し、自殺の現状や課題の共有及び効果的な事業の検討等を行い連携体制の構築の強化を図ります。

- ・ **ゲートキーパー養成研修の実施**

区民や関係機関等の職員を対象に、自殺対策や精神疾患に関する知識、対応力を高めるための人材育成研修を行います。

- ・ **普及啓発事業の充実**

こころの体温計（メンタルヘルスチェックシステム）や相談窓口一覧の作成・配布及び講演会を開催し、自殺対策に関する理解の促進を図ります。

2-4-1 難病患者の療養支援の充実

難病患者が専門医療につながり、療養生活を円滑に送れるよう、難病医療費助成制度や在宅療養を支える各種サービスの周知を図ります。

- ・ **難病医療費助成制度等のサービス周知**

申請時面接にて療養相談を実施し、在宅療養に必要なサービスを紹介します。

- ・ **難病リハビリ教室、パーキンソン体操教室**

在宅療養中の患者とその家族を対象に、機能訓練を学ぶ機会を提供し、患者家族間の情報交換と交流の機会とします。

2-4-2 公害患者等の療養支援の充実

呼吸器の健康保持・増進のため、講演会や水泳奨励事業の実施や、公害認定患者の悪化防止のための保健師による家庭療養指導やインフルエンザ予防接種費用の助成を行います。

- ・ **呼吸器の健康保持・増進**

呼吸器健康講座やアレルギー講演会の参加により、呼吸機能の改善や食事、症状への対処方法を学び、かつ、日常生活において継続的に行うことで健康の回復を図ります。また、ぜん息児向けの水泳教室の開催、区立体育施設のプール使用の無料券を支給することで、呼吸

機能の改善に有効な水泳を奨励します。

- ・ **家庭療養指導**

保健指導が必要な療養患者の家に保健師が訪問し、相談・療養指導を行います。

- ・ **インフルエンザ予防接種**

公害認定患者の症状が悪化しないようインフルエンザ予防接種を促進し、接種に係る費用を助成します。

3-1-1 健康危機管理の総合的な推進

新興・再興感染症、生活環境に由来する食中毒、飲料水の事故などの健康危機から区民の健康と生命を守るため、国や東京都との情報共有を強化し、区民への注意喚起や相談対応を適切に実施する等、健康危機管理体制の充実を図ります。

- ・ **健康危機管理体制の整備**

健康危機発生の際は、文京区健康危機マニュアルに基づき、関係機関との連携を図りながら対策を進めます。

3-1-2 新型インフルエンザ対策の体制整備

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制することにより、区民の生命及び健康を保護し、区民生活・経済活動への影響を最小限となるよう国や東京都及び関係機関と連携するとともに、文京区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて取組を行っていきます。

- ・ **新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議**

発生時の蔓延防止対策及び医療体制について関係機関と協議するとともに、情報共有及び連携体制を構築していきます。

- ・ **感染症患者移送等訓練**

防護服の着脱や患者移送についての訓練を実施します。

3-2-1 感染症予防対策と蔓延防止

感染症の発生及び蔓延防止のための予防対策の普及啓発を推進するとともに、感染症流行についての情報収集・情報提供や感染症発生時における疫学調査の実施により感染拡大防止を図っていきます。

- ・ **感染症積極的疫学調査**

感染症発生時に感染源、感染経路等の特定をするための調査であり、感染拡大防止対策に役立てます。

3-2-2 結核患者の療養支援と接触者健診の充実

結核患者に対する医療費公費負担や受診勧奨、服薬継続支援などの保健指導を医療機関や薬局等と連携して行っていきます。

また、接触者に対する健康診断を適切に実施し、感染拡大の防止に努めます。

- ・結核患者医療費公費負担

結核の医療費の一部を公費で負担します。

- ・結核患者定期病状調査

結核登録者のうち病状把握困難者について、医療機関等から病状を把握します。

- ・服薬支援

服薬治療中の患者に対して、薬局等を活用した服薬支援を行います。

3-2-3 HIV・性感染症予防の普及啓発

区内学校等に対する出前講座や世界エイズデーに合わせた啓発イベントの実施等を通じて、感染経路や予防方法に関する正しい知識と行動について普及啓発を推進します。

また、匿名・無料による HIV 抗体検査を実施し、早期発見・早期治療につなげます。

- ・普及啓発イベントの実施

HIV/エイズに関する正しい知識の啓発イベントを実施します。

- ・HIV 抗体検査

匿名・無料での HIV 即日抗体検査を実施します。また、希望者には、性感染症（クラミジア、梅毒）検査も併せて実施します。

3-2-4 予防接種率の向上

予防接種は、感染症への罹患を未然に防ぎ、また疾病の重症化を防ぐために有効です。

特に社会全体の予防効果を期待する定期予防接種については、予防接種制度の概要、予防接種の効果及び副反応その他接種に関する注意事項等についての周知と接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。

- ・定期予防接種の勧奨（MR ワクチン第1期・第2期）

予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種を実施します。特に麻しん・風しんについては、国の予防指針に基づき MR（麻しん・風しん混合）ワクチン第1期及び第2期の接種率95%以上を目指します。

- ・任意予防接種の費用助成

予防接種法の対象となっていない予防接種について、費用の一部又は全額を助成します。

3-3-1 医療安全の推進

区民が適切な受診行動を取れるよう、医療機関などに関する情報提供や相談機能を強化し、インフォームドコンセントに立脚した医療機関と区民との信頼関係の構築を支援します。

- ・医療相談

患者やその家族から区内の診療所等についての相談に応じ、自ら解決するための助言等を行うため、専任看護師が相談に応じる「患者の声相談窓口」を開設しています。

3-3-2 医療監視の充実

診療所等の医療機関に対し、医療安全に関する体制整備状況の確認及び情報提供を行います。診

療所、歯科診療所、助産所、施術所その他の医療施設の開設、廃止等届出の受理及び許可事務、並びにこれらの施設の監視指導を通して医療安全の確立を図っています。

- ・ **医療施設への立入検査**

医療法、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等に関する法律等に基づき、診療所、歯科診療所、助産所、施術所等の施設への開設時調査、監視指導等を実施しています。

- ・ **医療職免許等取扱い**

医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法等に基づき、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等の免許申請事務を行っています。

3-3-3 医薬品等の安全対策の推進

薬局や医薬品販売店、毒物劇物営業施設、高度管理医療機器等販売業・貸与業施設などにおける医薬品、医療機器等の適正な保管管理・流通を確保するため、事業者に対する監視・指導を徹底し、事件事故の発生を防止します。

- ・ **薬局等薬事衛生関係施設への重点監視指導**

医薬品、医療機器、毒物劇物等取扱施設に対する監視指導を実施します。

- ・ **高度管理医療機器等監視指導**

高度管理医療機器等を販売、貸与する施設の許可時検査、監視指導を実施します。

- ・ **医薬品・家庭用品の検体検査**

医薬品等、家庭用品の品質、有効性、安全性を確認するため、検体を取って検査します。

- ・ **薬局及び医薬品販売業者対象の薬事講習会**

医薬品等の品質、有効性、安全性を確保するため、薬局、店舗販売業等の施設向けの講習会を開催します。

3-4-1 食中毒の未然防止

食の安全を確保するため、食品衛生関係施設への衛生監視指導、流通食品の監視を実施します。

- ・ **食品衛生監視指導**

食品関係施設の許認可事務及び食品衛生監視指導を行います。また、食中毒の発生リスクの高い業種及び大量調理施設に対する監視指導及び食中毒発生予防のための事業を行います。

3-4-2 食のリスクコミュニケーション

食の安全を確保するため、食の安全性情報の区民・事業者・行政間の共有化事業を実施します。

- ・ **食の安全を確保するための情報共有事業**

食中毒多発期の注意喚起及び食品衛生に関する問題発生時等の情報を提供し、食品衛生知識の普及啓発を図ります。また、食品衛生監視指導の実施状況と計画等についてお知らせするとともに、区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換を実施します。

3-4-3 食品衛生関係施設の衛生確保

食の安全を確保するため、食品衛生関係施設の自主管理推進の支援を実施します。

- ・ **自主的衛生管理の推進**

食品衛生実務講習会、食品衛生推進員等を通じて、食品衛生関係の情報を食品関係事業者
に提供し、自主的な衛生管理の推進を図ります。

3-5-1 自主管理を推進する人材の育成

理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場等の店舗の衛生管理は施設管理者自らが行
うことを基本に、衛生に関する相談や助言のできる人材を育て、衛生水準の向上を目指します。

- ・ **環境衛生講習会**

衛生管理に関する正確な情報、最新の情報を施設管理者に広く浸透させるために、専門家
による衛生講習会を実施します。

3-5-2 効果的な監視・指導の充実

営業施設の衛生管理が適正に行われるよう、効果的な衛生指導を行います。

- ・ **営業施設の一斉監視指導**

各業態ごとに、保健所の環境衛生監視員による立入検査を集中的に行い、効果的な衛生指
導を行います。

3-5-3 特定建築物の衛生の確保

相当程度の規模を有する興行場、店舗、事務所、学校等、多人数が利用する施設における快適な
生活環境づくりのため、特定建築物の衛生管理を促進します。

- ・ **特定建築物の立入検査**

気密性の高いビルの換気、飲料水の水質、衛生害虫の駆除等が適切に行われるよう、特定
建築物の監視・指導を行います。

3-6-1 狂犬病予防の普及啓発

狂犬病は世界中で流行している感染症で致死率が非常に高い病気です。現在日本で狂犬病は確認
されていませんが、海外から侵入する可能性は否定できません。そこで、狂犬病予防法で義務付け
られている飼い犬の登録と狂犬病予防注射について、飼い主に周知徹底を図ります。

- ・ **狂犬病予防事業**

犬の登録状況の把握や、鑑札・注射済票の発行を行います。

3-6-2 動物の適正飼養の推進

ペットを飼うためには、ペットと飼い主、そして地域社会とも良好な関係をつくる必要がありま
す。また、尊い命を預かると同時に「終生飼養」の責任が課せられることも自覚しなければなりま
せん。そのため、飼い主に適正飼養の徹底を図るよう啓発します。

- ・ **適正飼養の普及・啓発事業**

動物愛護のイベントの開催や区報・パンフレット等を通じて、人と動物の共生を目指した
普及・啓発に努めます。

3-6-3 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の推進

飼い主のいない猫を増やさないためには、去勢・不妊手術を行うことが必要です。また、手術をすることにより、さかりによる鳴き声やふん尿被害を減らすことができます。

・飼い主のいない猫の去勢・不妊手術事業

区内に生息する飼い主のいない猫について去勢・不妊手術を実施し、手術費用の一部を助成します。